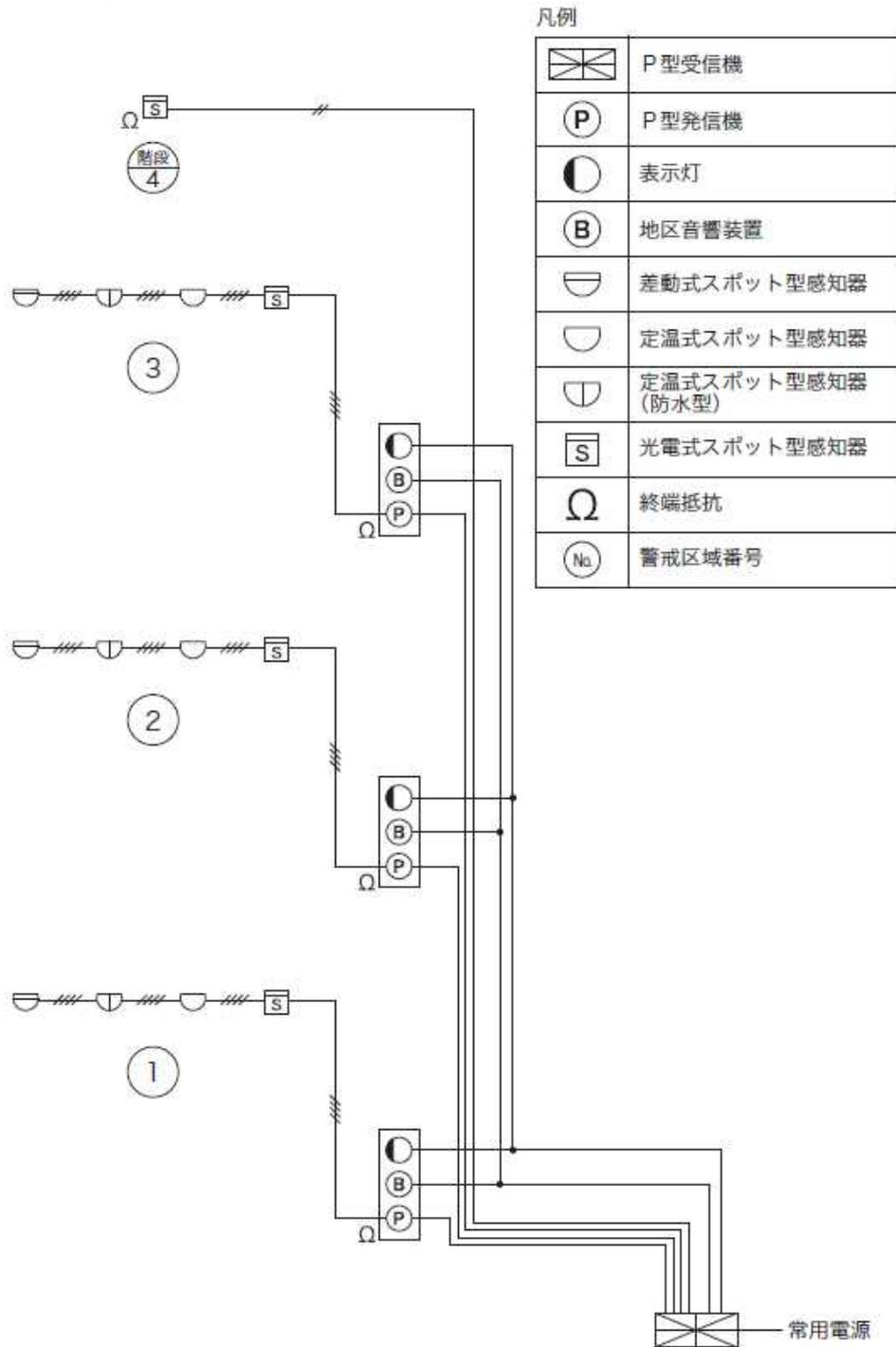


第 18 自動火災報知設備

1 主な構成

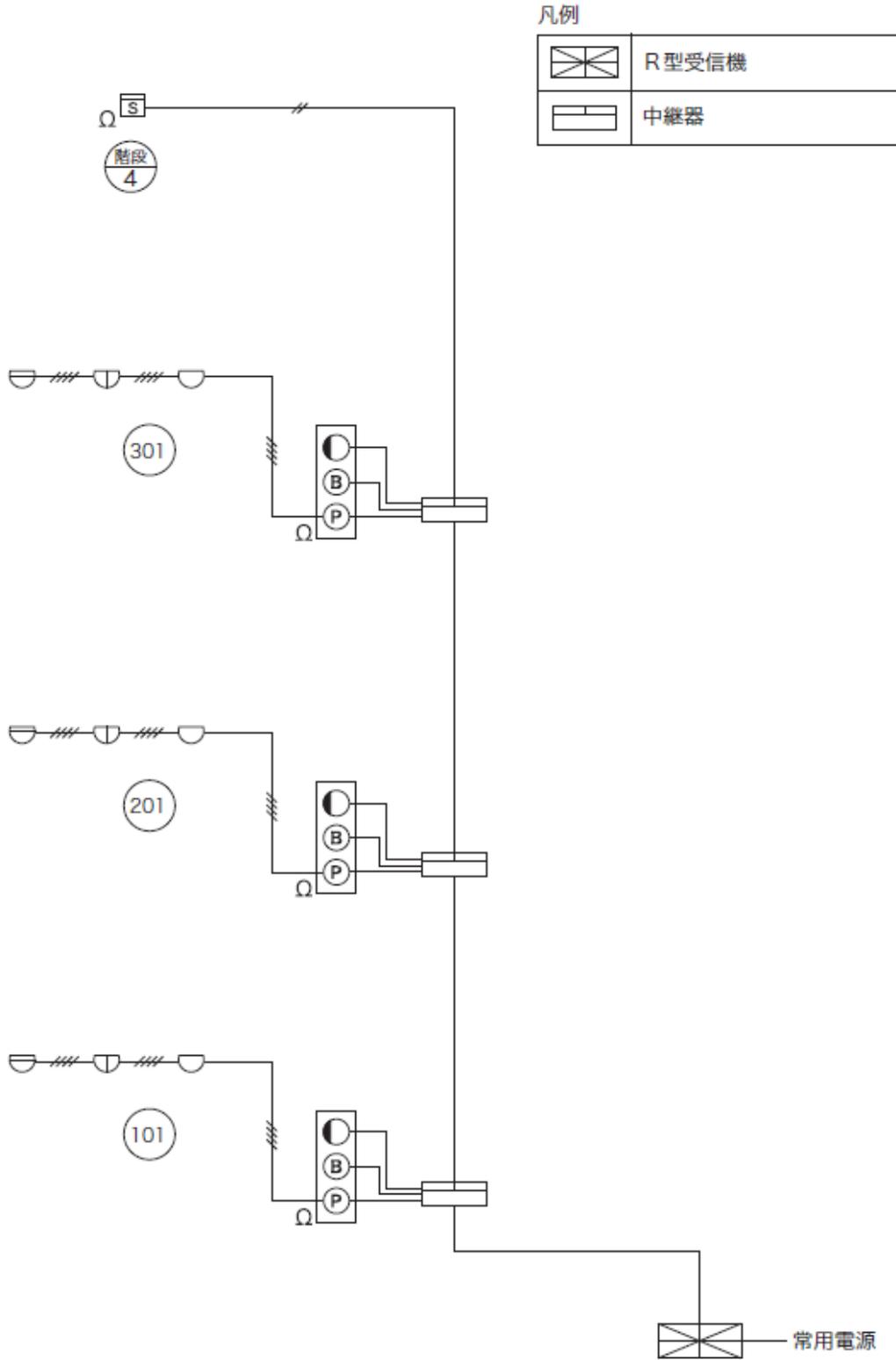
(1) P型受信機を用いる方式のもの（第18-1図参照）

第 18 - 1 図



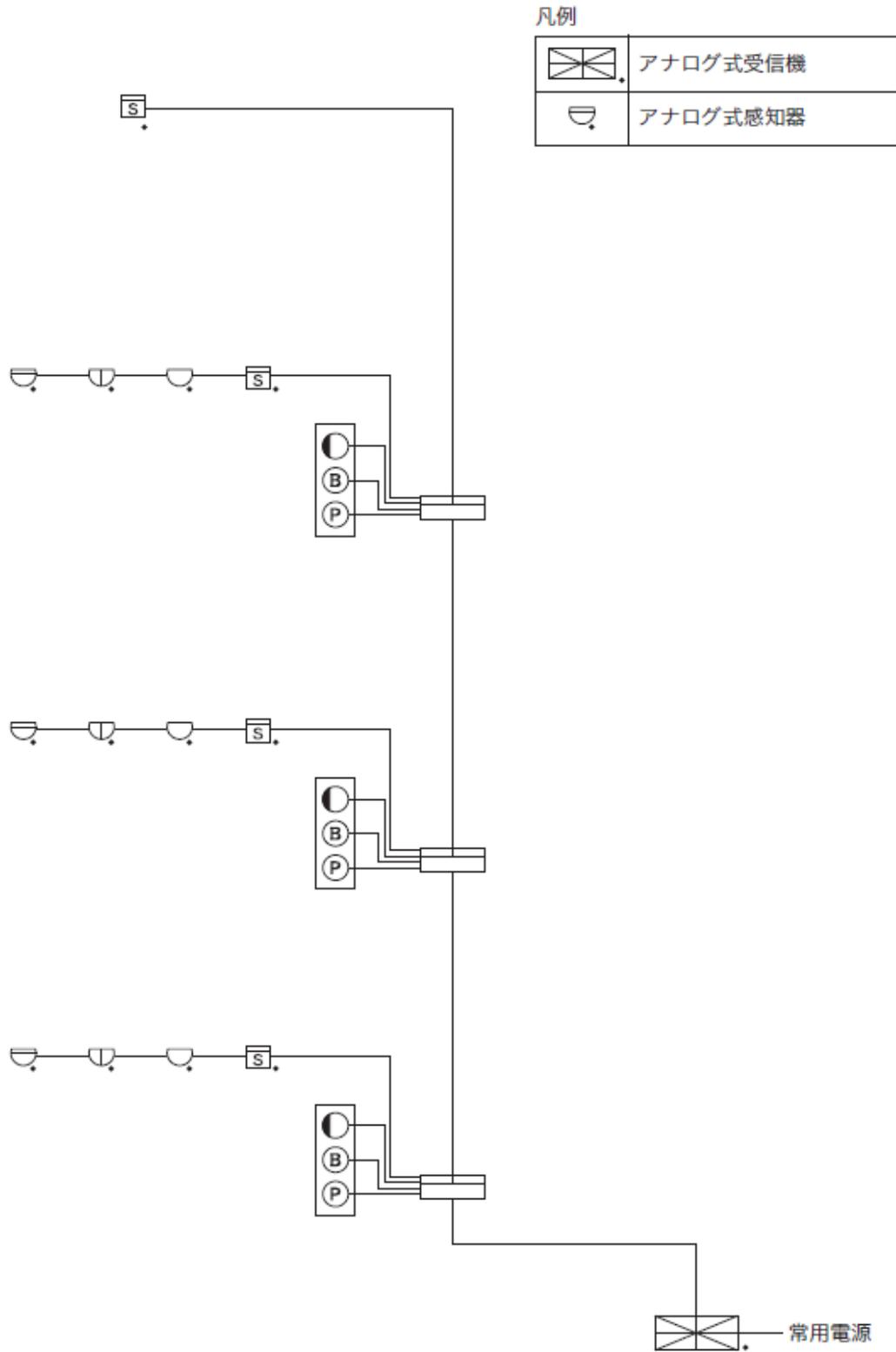
(2) R型受信機を用いる方式のもの（第18-2図参照）

第 18 - 2 図



(3) アナログ式受信機を用いる方式のもの (第 18 - 3 図参照)

第 18 - 3 図



2 用語の定義

- (1) 警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位をいう。
- (2) アドレス感知器とは、固有の信号を発する感知器をいう。
- (3) アドレス中継器とは、感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。
- (4) 一系統とは、1 伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。
- (5) 感知区域とは、壁又は取付け面から 0.4 m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあっては、0.6 m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。
- (6) 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- (7) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

3 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

- (ア) 電源の電圧及び容量が適正であること。
- (イ) 定格電圧が、60 V を超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。
- (ウ) 電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

イ 蓄電池設備

- (ア) 蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 2 号）に適合すること。

なお、原則として認定品を使用すること。★

- (イ) 蓄電池の充電用交流電源は、専用回路とすること。

ウ 省令第 24 条第 3 号ロに規定する「電源の開閉器には、自動火災報知設備用のものである旨を表示」とは、開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示を付すことであること。★

(2) 非常電源

第 10 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所

ア 省令第 24 条第 2 号ニに規定する「防災センター等」とは、次に掲げる場所が該当するものであること。ただし、防災センター等が存しない場合にあつては、常時人がいる事務室等で火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

(ア) 防災センター

(イ) 中央管理室

(ウ) 守衛室

(エ) 管理人室

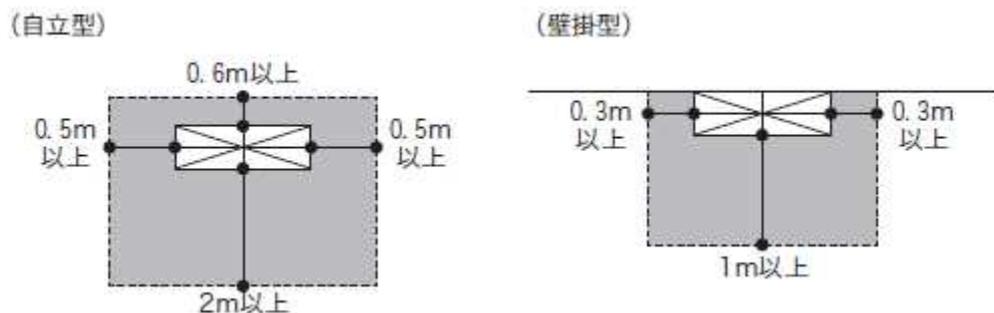
イ 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

ウ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること（第 18-4 図参照）。

なお、自立型の場合で背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

第 18-4 図



エ 地震等の振動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

オ 省令第 24 条第 1 項第 2 号トの受信機のある場所相互間に設ける同時に通話することができる設備（以下「同時通話装置」という。）は次に掲げるものをいう。

- (ア) 発信機（P型1級、T型）
- (イ) 非常電話
- (ウ) インターホン
- (エ) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの

カ 一の建築物は、当該建築物に設置される受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に自動火災報知設備が設置される建築物が2棟以上ある場合で、次のすべてに該当する場合は各棟を監視する各受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けることができる。

- (ア) 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信場所があること。
- (イ) 各建物と火災受信場所との間に、同時通話装置が設けられていること。

キ 放送設備が設置される防火対象物にあっては、操作部と併設すること。★

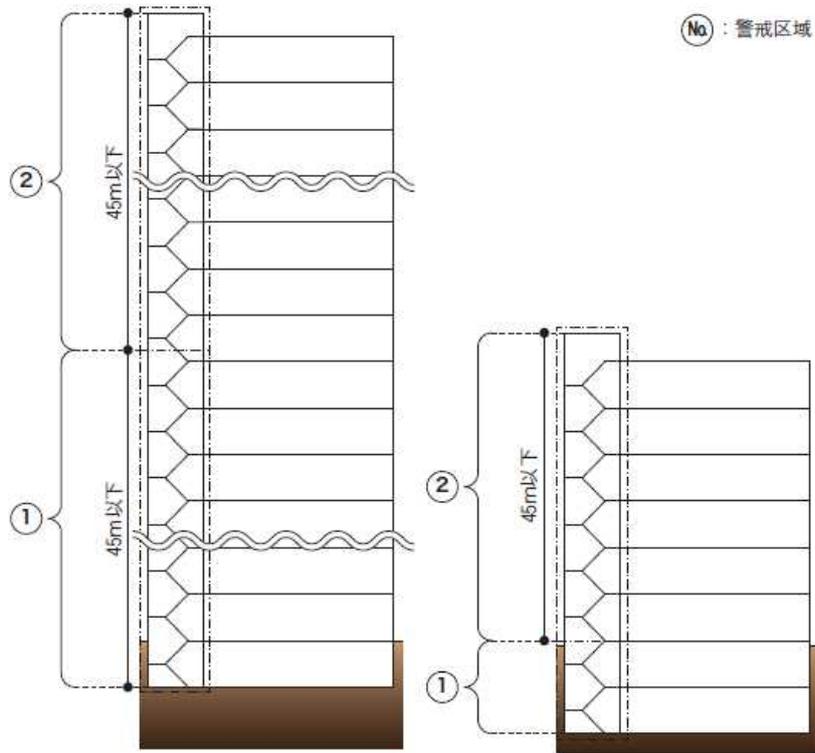
(4) 機器

- ア 検定品であること。
- イ 一の表示窓で、2以上の警戒区域を表示しないこと。
- ウ 主電源は、原則として交流電源とすること。
- エ 増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。
- オ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りでない。

(5) 警戒区域

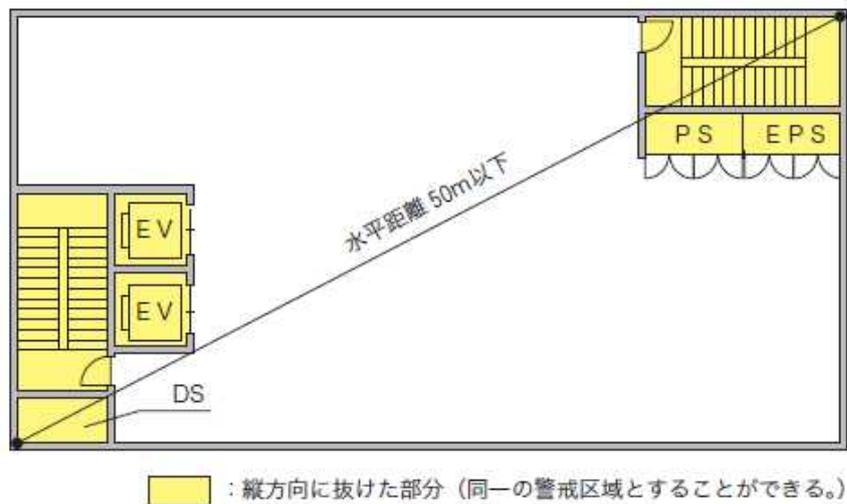
- ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。
- ウ 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500㎡以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。★
- エ 階段、傾斜路等にあつては、高さ4.5m以下ごとに一の警戒区域とすること。★
ただし、地下2階以下にわたる階段、傾斜路は、別警戒区域とすること（第18-5図参照）。★

第 18-5 図



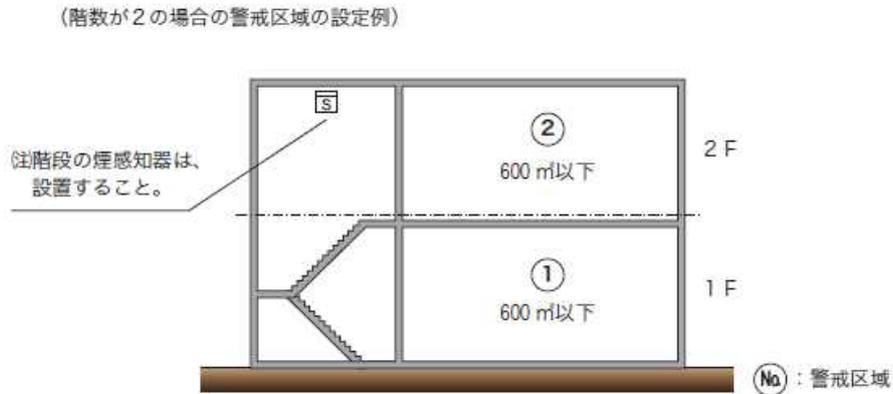
オ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる（第18-6図参照）。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。

第 18-6 図



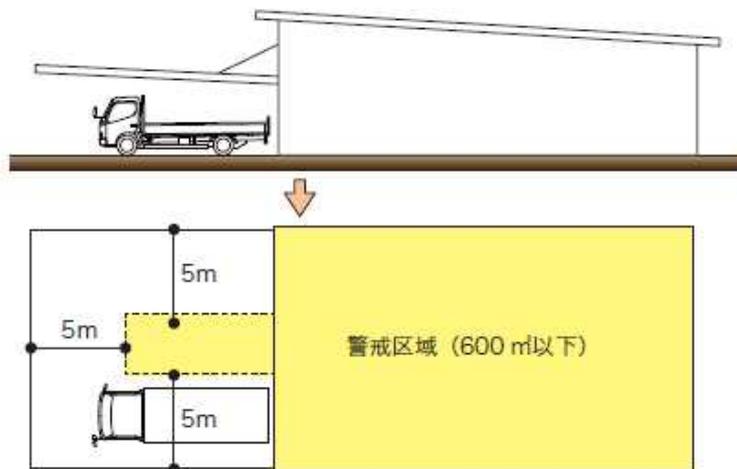
カ 階数が 2 以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる（第 18-7 図参照）。

第 18-7 図



キ 省令第 23 条第 4 項第 1 号ロの規定に該当しない常時外気に直接開放された上屋部分（車庫、倉庫等）の警戒区域は、常時外気に直接開放されている部分から 5 m 未満の範囲を除いて設定することができる（第 18-8 図参照）。

第 18-8 図



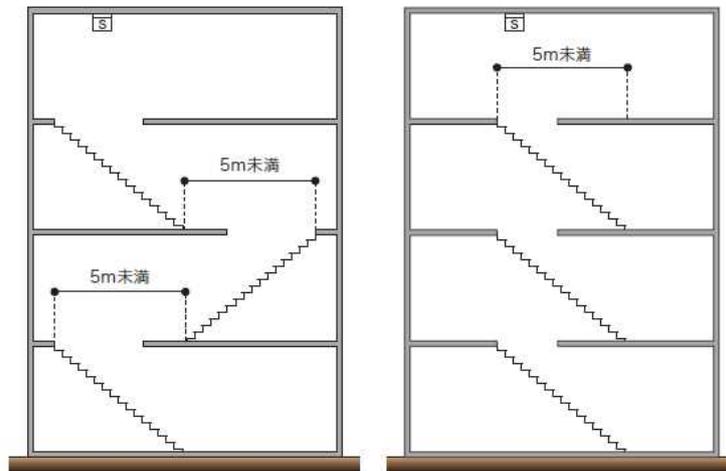
ク 各階の階段がそれぞれ水平距離 5 m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして同一の警戒区域とすることができる（第 18-9 図）。

ケ 警戒区域は、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。★

コ 特定一階段等防火対象物のうち、階数が 3 階層以下で、かつ、延べ面積が 150 m² 未満のものにあつては、政令第 32 条を適用して、一の警戒区域は、3

の階にわたることができ、階段等の竪穴部分を当該区域と同一区域とすることができる。この場合の受信機は、P型3級のもの以外のものとする。

第 18-9 図



(6) 蓄積機能

6 蓄積機能によること。

(7) 地区音響装置の鳴動停止機能

地区音響装置と放送設備が併設される場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するように措置すること。★

(8) 再鳴動機能

省令第24条第1項第2号ハの規定によるほか、次によること。

なお、放送設備を省令第25条の2に定めるところにより設置し、自動火災報知設備の作動と連動して警報を発するように措置されている場合は、再鳴動機能を要さないものであること。ただし、受信機の非常放送連動停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を、当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。★

ア 再鳴動機能付きの受信機のうち、地区音響装置の再鳴動機能に係る規格が改正された前後に型式承認を受けたものについては、別紙を参考として確認すること。なお、平成10年以降に型式承認を受けた受信機（型式承認番号が「受第10～〇〇号」以降のもの）は、すべて再鳴動機能付きである。

イ 省令第24条第1項第2号ハの規定が適用されない防火対象物において、地区音響装置の再鳴動機能を有していない受信機を設置している場合にあつては、地区音響停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を、当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。★

4 感知器

(1) 適応感知器及び設置場所

ア 感知器の選択方法

感知器は、省令第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

(ア) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感知器を第 18-1 表、第 18-2 表により決定すること。

a 第 18-1 表の適用

省令第 23 条第 4 項第 1 号ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所

b 第 18-2 表の適用

(a) 省令第 23 条第 5 項各号に掲げる場所のうち、第 18-2 表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。

(b) 省令第 23 条第 6 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場所のうち、第 18-2 表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

(c) (a)又は(b)により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれがある場所に設置する場合にあっては、第 18-2 表中の適応熱感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが(ア)の設置条件に適応する感知器を設置すること。

第 1 8 - 1 表 設置場所の環境状態と適応感知器

設置場所		適 応 感 知 器									備 考		
環境状態	具 体 例	差動式 スポット型		差動式 分布型		補償式 スポット型		定温式		熱アナログ式 スポット型		炎 感知器	
		1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	特 種	1 種				
省令第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、 微粉等が多 量に滞留す る場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること 2 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと 4 紡績、製材の加工場等で火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度 75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を 80℃以下にしたものが望ましいこと	
	水蒸気が多 量に滞留す る場所	×※	×※	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること	
	腐食性ガス の発生する おそれのある場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと
	厨房その他 正常時にお いて煙が滞 留する場所	厨房室、調理室、仕込場、溶接作業所、ゴミ焼却室、曇安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること

設置場所		適 応 感 知 器										備 考
環境状態	具 体 例	差動式 スポット型		差動式 分布型		補償式 スポット型		定温式		熱アナログ式 スポット型	炎 感知器	
		1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	特 種	1 種			
省令第二十三 条第四項第一 号ニ(イ)から (ハ)までに掲 げる場所及び 同号ホ(イ)に 掲げる場所	著しく高温 となる場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多 量に滞留する 場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	煙が多量に 流入するおそ れのある場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	結露が発生 する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
火を使用す る設備で火炎 が露出するも のが設けられ ている場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×		

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 5 省令第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上で、省令第23条第4項第1号ニ(イ)及び(ハ)に掲げる部分は、政令第32条を適用して適応熱感知器を設けることができること。
 6 多信号感知器にあっては、その種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
 7 ※印の該当場所には、差動式スポット感知器（防水型）の設置が可能であること。

第 18 - 2 表 設置場所の環境状態と適応感知器

設置場所		適応熱感知器						適応煙感知器						炎 感 知 器	備 考
環境状態	具 体 例	差 動 式 ス ポ ッ ト 型	差 動 式 分 布 型	補 償 式 ス ポ ッ ト 型	定 温 式	熱 ア ナ ロ グ 式	ス イ オ ン 化 ス ポ ッ ト 型	光 電 式 ス ポ ッ ト 型	イ オ ン 化 ア ナ ロ グ 式	ス ポ ッ ト 型	光 電 ア ナ ロ グ 式	光 電 式 分 離 型	分 離 型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客席、集会場、宴会場、遊戯場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室（40㎡未満）、ロッカー室、談話室、面会室、衣裳室、その他これらに類する場所	○	○	○				◎			◎	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿舎、就寝施設のある管理人室、用務員室・休憩室及び警備室、病室、保健室、その他これらに類する場所						◎	◎	◎	◎	○	○			
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所						◎	◎	◎	◎	○	○	○		
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ビロティー、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽堂の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所		○							◎	◎	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○			○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと
焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類、衣類等が多量に収納される室							○			○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取り付け高さが8m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、鑑賞場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所		○									○	○	○	

- 注1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。
 2 ◎印は、当該場所に感知器を設ける場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件であることに留意すること。
 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場所で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型感知器2種を、天井高さ20m未満の場合は光電式分離型1種を設置するものであること。
 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
 9 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

(参考) 省令第23条第5項、第6項第2号及び第3号

設置場所		感知器の種類			
		煙感知器	熱煙スポット型感知器	炎感知器	熱感知器
①	階段及び傾斜路（省令第23条第5項第1号）	○			
②	廊下及び通路（政令別表第1(1)項から(6)項まで、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の部分に限る。）（省令第23条第5項第2号）	○	○		
③	エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの（省令第23条第5項第3号）	○			
④	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（政令別表第1(2)項ニ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）（省令第23条第5項第3号の2）	○	○		
⑤	感知器を設置する区域の天井等の高さが15m以上20m未満の場所（省令第23条第5項第4号）	○		○	
⑥	感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所（省令第23条第5項第5号）			○	
⑦	前①から⑥までに掲げる場所以外の地階、無窓階及び11階以上の部分（政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。）（省令第23条第5項第6号）	○	○	○	
⑧	前①から⑦までに掲げる場所以外の地階、無窓階又は11階以上の部分（省令第23条第6項第2号）	○	○	○	○ (注1) (注2)
⑨	前①から⑧までに掲げる場所以外の場所（廊下、便所その他これらに類する場所を除く。）（省令第23条第6項第3号）	その使用場所に適応する感知器			

備考 ○印は、当該取付け面の高さに適応していることを示す。

(注1) 差動式若しくは補償式の感知器のうち1種若しくは2種

2 定温式感知器のうち特種若しくは1種（公称作動温度75℃以下のものに限る。）

イ 感知器の設置方法

感知器をアにより設置する場合は、省令第 23 条第 4 項第 3 号から第 9 号までの規定によるほか、次によること。

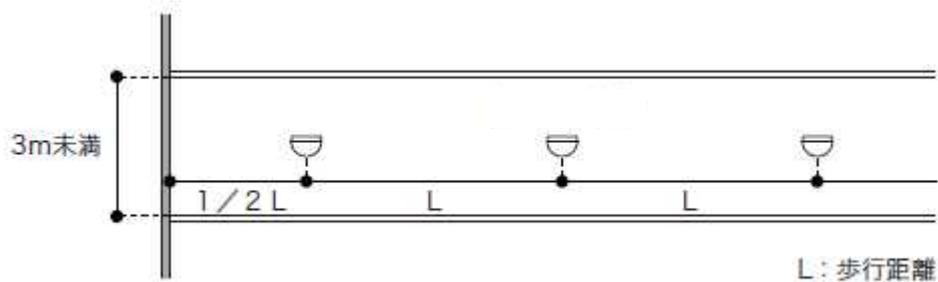
(ア) 省令第 23 条第 4 項第 2 号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に感知できる部分に限り政令第 32 条の規定を適用し、第 18-1 表又は第 18-2 表に定める感知器を設置することができるものであること。

(イ) (ア)により廊下、通路等（幅員 3 m 未満のものに限る。）に、熱感知器を設置する場合は次によること。

a 廊下又は通路等の天井面から 0.4 m 以上の突出したはり等がない場合は、建築構造と感知器種別に応じ第 18-3 表に示す歩行距離以内ごとに 1 個以上の感知器を設置するものであること。

第 18-3 表

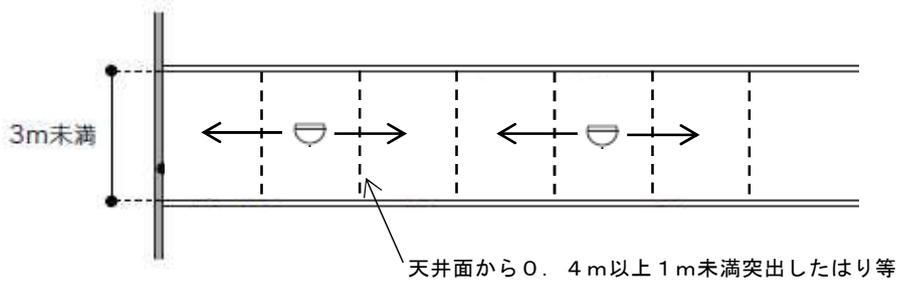
感知器の種別	取付け間隔 建築物の構造	歩行距離 (L)	
		耐 火	非耐火
差動式スポット型	1種	15m	10m
補償式スポット型	2種	13m	8m
定温式スポット型	特種	13m	8m
	1種	10m	6m
熱アナログ式スポット型		13m	8m



b 廊下又は通路等の天井面から 0.4 m 以上 1 m 未満の突出したはり等により小區画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ第 18-4 表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。

第 18-4 表

感知区域 建築物の構造		合計面積	
		耐火	非耐火
差動式スポット型	1種	20㎡	15㎡
補償式スポット型	2種	15㎡	10㎡
定温式スポット型	特種	15㎡	10㎡
	1種	13㎡	8㎡
熱アナログ式スポット型		15㎡	10㎡



ウ 感知器選択上の留意事項

- (ア) 既に設置されている感知器で、当該設置場所が第 18-1 表に定める環境状態であるため非火災報が発生し、当該防火対象物の関係者から感知器の交換について申し出があった場合には、ア及びイにより関係者指導を行うこと。
- (イ) (ア)による感知器の交換（配線の設計変更を要する場合を除く。）は、法第 17 条の 5 に規定する自動火災報知設備の整備として取扱うものであること。
- (ウ) ア及び(ア)により感知器を設置・交換する場合は、その内容を当該防火対象物の着工届出書の審査又は調査内容欄に記載するなどして把握しておくものであること。

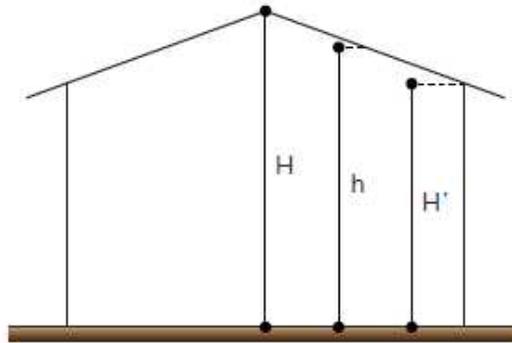
なお、感知器を整備として取扱い、交換した場合にあっては、その内容を交換前の当該防火対象物の着工届出書の備考欄に記載するとともに、関係者に対しても点検等の際し、その内容が把握できるようにしておくよう指導すること。

エ 取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること（第 18-10 図参照）。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない。

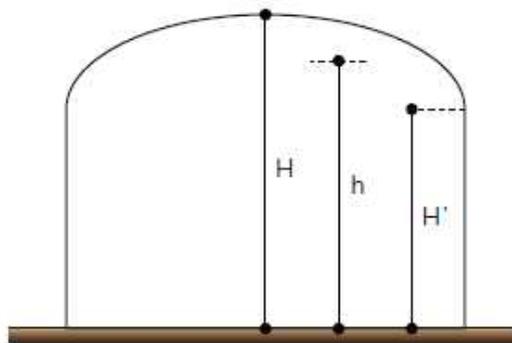
$$h \text{ (取付け面の高さ)} = \frac{H \text{ (取付け面の最頂部)} + H' \text{ (取付け面の最低部)}}{2}$$

第 18 - 10 図

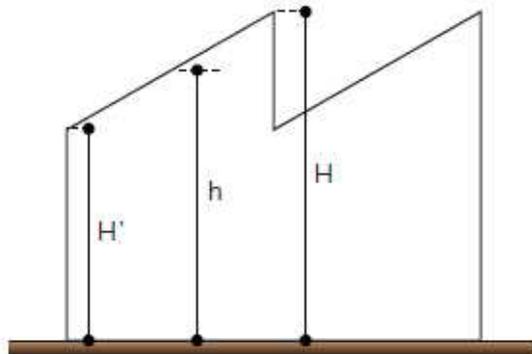
(その 1) 傾斜形天井等の例



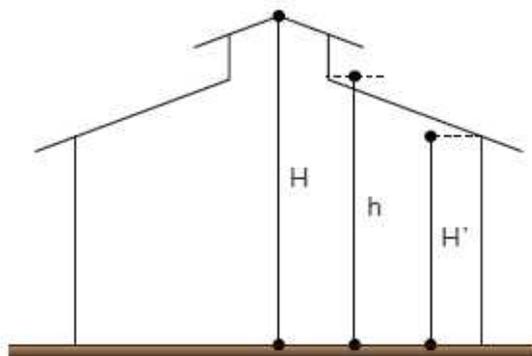
(その 2) アーチ、ドーム形の天井等の例



(その 3) のこぎり形天井等の例

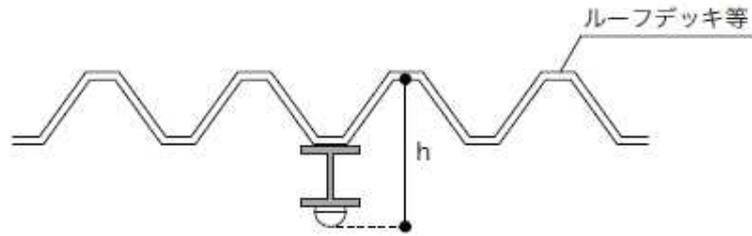


(その 4) 越屋根天井等の例



オ 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること（第 18-11 図参照）。

第 18-11 図

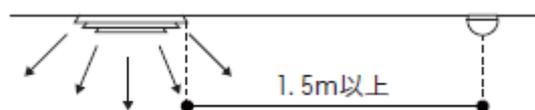


カ 取付け面の高さが 8 m を超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不
 適当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に
 火災を感知できる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設けるこ
 とができる。

キ 換気口等の付近については（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除
 く。）次により設けること。ただし、吹出し方向が固定されている場合で、
 感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(ア) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口
 から 1.5 m 以上離して感知器を取付けること（第 18-12 図参照）。

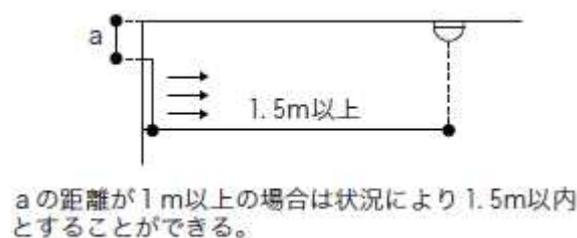
第 18-12 図



(イ) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から 1 m 以内の壁体に設けられている
 場合は、当該吹き出し口から 1.5 m 以上離して感知器を取り付けること。

ただし、吹き出し口が天井面から 1 m 以上離れた壁体に設けられている場合
 は 1.5 m 以内とすることができる（第 18-13 図参照）。

第 18-13 図

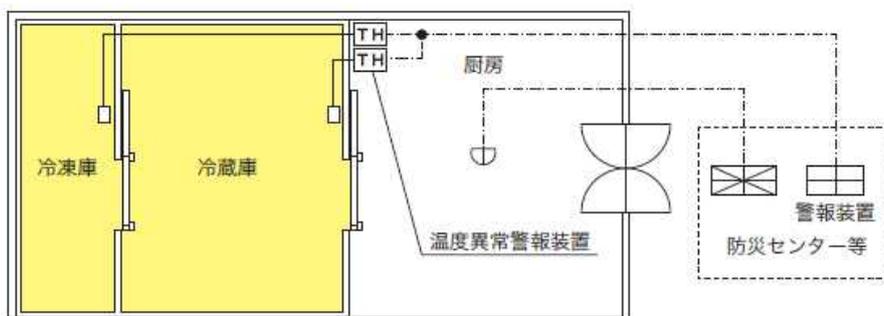


(2) 感知器の設置を要しない場所

省令第 23 条第 4 項第 1 号イからハによるほか、次によること。

- ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所
- イ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所
- ウ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。ただし、次の場所は除く。
 - (ア) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は、機器個々のヒーターの出力が 2 kw を超える場合
 - (イ) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は、機器個々のヒーターの出力が 2 kw を超える場合
 - (ウ) 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが不燃材料又は準不燃材料以外の場合
- エ 主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し又は可燃性の装飾材料を使用しない洗面所、流し等の用途に供する場所
- オ 主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所
- カ 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等の常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合（第 18-14 図参照）

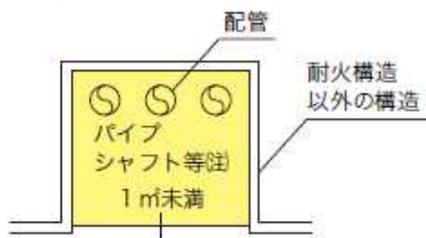
第 18-14 図



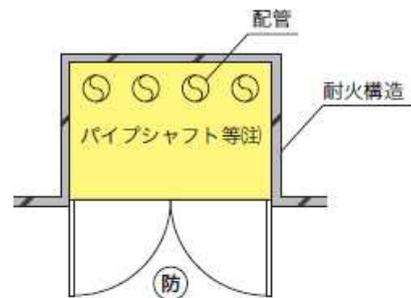
- キ 主要構造部を準耐火構造とした建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分

- ク 水平断面積 1 m^2 未満のパイプシャフト等（第 18-15 図参照）
- ケ 耐火構造の壁で造られ、各階又は 2 の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等（第 18-16 図参照）。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - (ア) 電気シャフトのうち、配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分
 - (イ) 電気シャフトのうち、水平断面積 1 m^2 以上で高圧機器等がある部分
 なお、高圧機器等とは直流 750 V 、交流 600 V を超えるものをいう。
 （配線・ケーブルが電気シャフトを貫通して接続部分がないものを除く。）
 - (ウ) 可燃性物品等の集積により出火危険がある部分
 - (エ) 水平区画に部分的な開口部があるもの（部分的な開口部の水平断面積の合計が 1 m^2 未満のものを含む。）

第 18-15 図



第 18-16 図



防：防火戸その他これと同等以上のもの

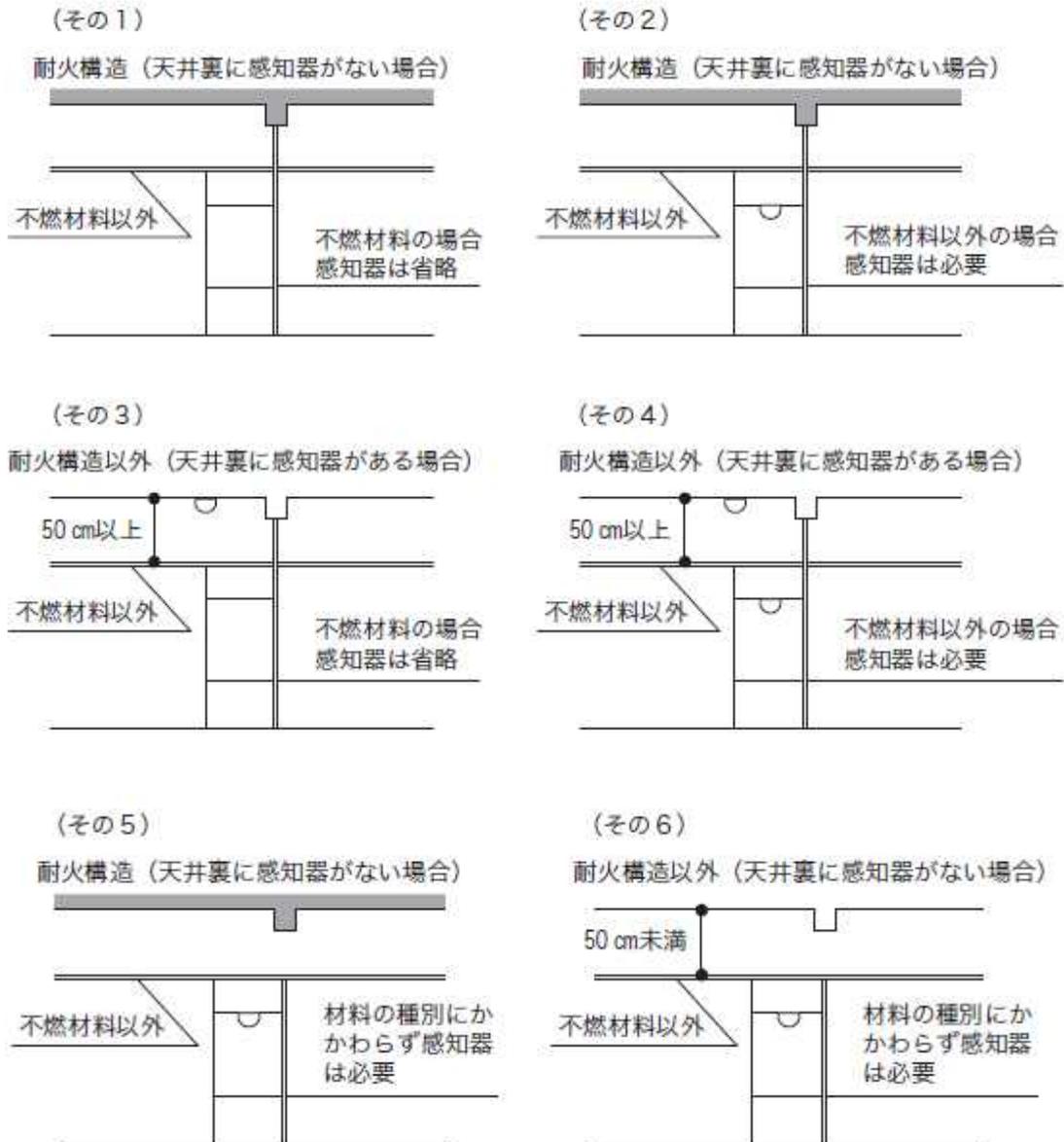
（注）電気シャフトのうち、配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により 出火危険がある部分を除く。

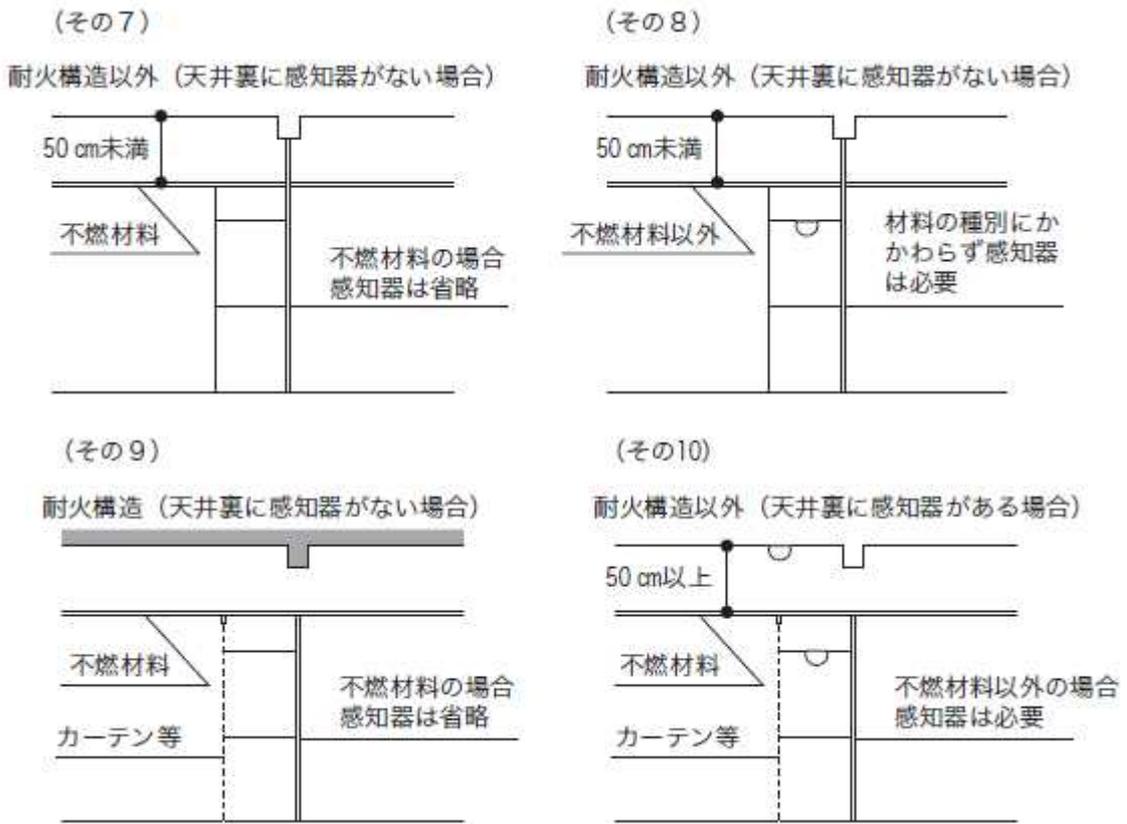
- コ 開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分
- サ プールの上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分
- シ 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）
 - (ア) 浄水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分
 - (イ) サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分
 - (ウ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取扱わない部分

ス 押入、3. 3 m²以下の物置（以下「押入等」という。）で次のいずれかに該当するもの。なお、押入とは収納内に中棚を設け布団を収納できる形態のものをいう（第18-17図参照）。

- (ア) その場所でも出火した場合でも隣室等へ延焼のおそれのない構造であること。
- (イ) その上部の天井裏に感知器を設けてあること。

第 18 - 17 図





注 壁の構造は、隣室との境界となる側壁も含めるものであること。

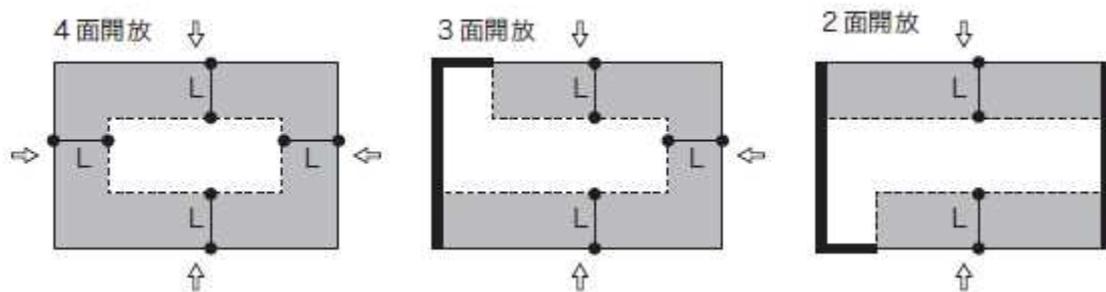
セ つくりつけ収納 (内部に人が入って作業できる収納 (ウォークインクローゼット等) を除く。) なお、収納内部に分電盤等がある場合にも感知器の設置を要しない。

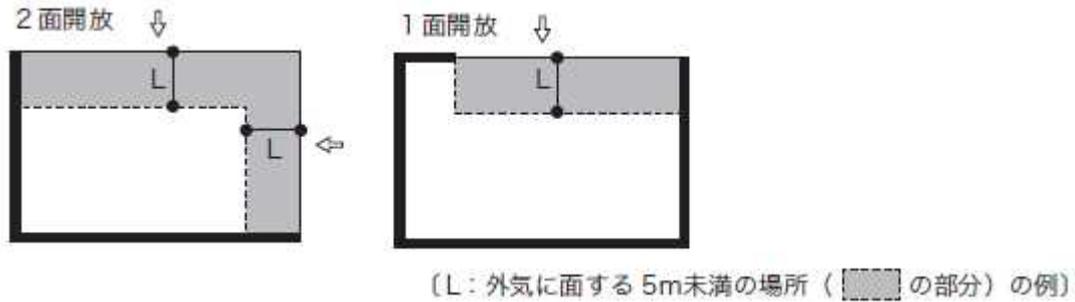
ソ 物入れ等で床面積 1 m^2 未満の部分

タ 風除室でコンセント等がなく、通行の用のみに供する場合

チ 省令第 2 3 条第 4 項第 1 号ロに規定する「外気の気流が流通する場所」とは、外気に面するそれぞれの部分から 5 m 未満の範囲をいうものであること (第 1 8 - 1 8 図参照)。ただし、開放されている部分であっても 0. 6 m 以上の深さの梁等により有効に火災を感知することができる場合は、この限りでない。

第 1 8 - 1 8 図





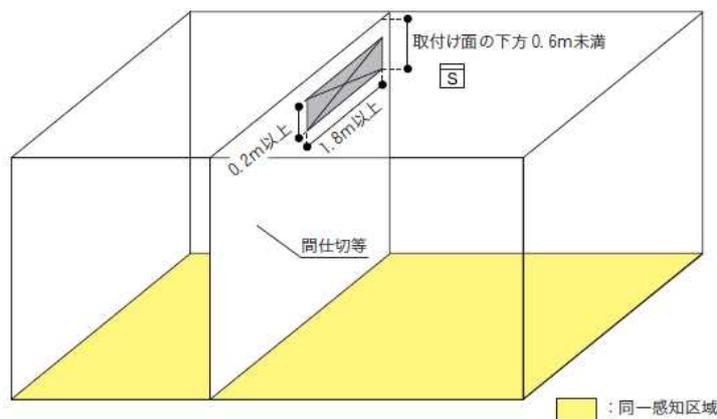
ツ 可動式ブース（天井及び壁に囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。）で、可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）（令和5年3月30日付け消防予第211号）に適合するもの。

(3) 感知区域

ア 次のいずれかに適合する感知区域は、省令第23条第4項により設置された煙感知器で火災を有効に感知するものとして取り扱うことができる。

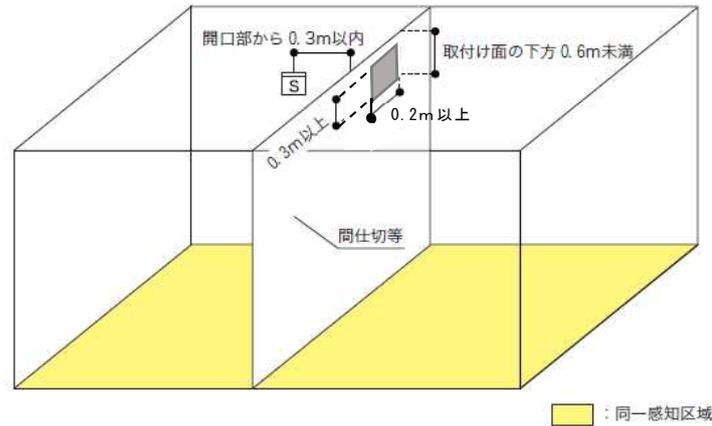
(ア) 感知区域中にある間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（高さ0.2m以上×幅1.8m以上の間隔）を設け、当該区域の一方に煙感知器が設置されている（第18-19図参照）。

第 18 - 19 図



(イ) 感知区域中にある間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に煙感知器が設置されている（第18-20図参照）。

第 18-20 図

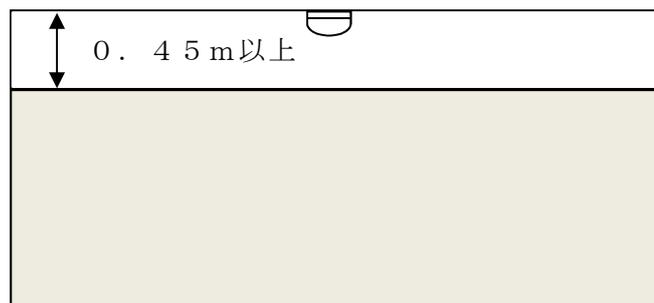


イ 次のすべてに適合する感知区域は、熱感知器で隣接する区域の火災を有効に感知するものとして取り扱うことができる。

(ア) 間仕切の開口部

間仕切のおおむね全面の上部に 0.45 m 以上の開口部があること（第 18-21 図参照）。

第 18-21 図



(イ) 熱感知器の種別

差動式スポット型又は定温式スポット型

なお、努めて差動式スポット型とすること。★

(ウ) 熱感知器の設置位置

熱感知器は間仕切で分けられた区域のうち、広い区域側に設けられていること。

ウ 省令第 23 条第 4 項から第 6 項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

(ア) 1 m 未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第 18-5 表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。

第 18-5 表

感知器の種類		差動式分布型		差動式 スポット型 補償式 スポット型		定温式 スポット型		煙感知器		
		1種	2種 1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種	
使用場所 の構造	取付面の 高さ									
耐火	4 m未満	25㎡	20㎡	20㎡	15㎡	15㎡	13㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	4 m～8 m			/	/	/	/	40㎡	40㎡	/
	8 m～15 m	/	/	/	/	40㎡	/	/		
	15 m～20 m	/	/	/	/	/	/	/		
非耐火	4 m未満	20㎡	20㎡	15㎡	10㎡	10㎡	8㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	4 m～8 m			/	/	/	/	40㎡	40㎡	/
	8 m～15 m	/	/	/	/	40㎡	/	/		
	15 m～20 m	/	/	/	/	/	/	/		

(イ) 細長い居室等の場合

短辺が 3 m 未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第 18-6 表で示す
 数値以内ごとに 1 個以上設置することができる（第 18-22 図参照）。★

第 18-22 図



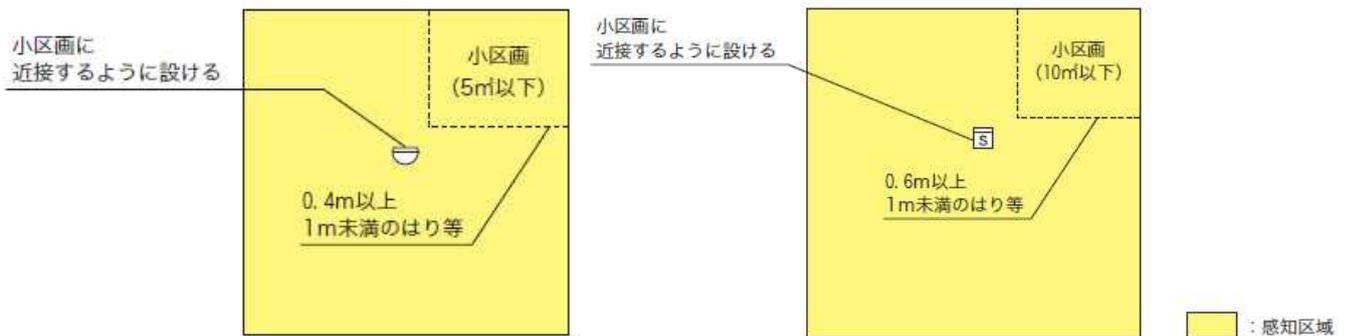
第 18-6 表

感知器の種類	差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1種	2種	特種	1種	
耐火	1.5 m	1.3 m	1.3 m	1.0 m	通路、廊下に準じて 設けること
非耐火	1.0 m	8 m	8 m	6 m	

(ウ) 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあっては0.4m以上）1m未満で区画された5㎡以下（煙感知器にあっては10㎡以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる（第18-23図参照）。

第 18 - 23 図



エ 取付面の下方0.6m以上1m未満の部分に短辺が3m以上で長辺が4.5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。

オ 次の(ア)から(イ)のすべてに適合する場合に限り、小区画された部分を小区画外の部分と同一の感知区域として、当該小区画の部分に感知器を設置しないことができる。

(ア) 小区画の条件

面積が S (㎡) の居室等において、居室内の天井面から0.6m以上0.8m未満の深さで突き出した一のはり等によって当該天井面が小区画されているとき、当該小区画の部分の面積が $S/5$ (㎡) 以下であり、かつ、小区画外部分の天井面に感知器が設置されていること。

(イ) 居室等の形状、大きさ及び天井高さ

居室等の形状は矩形に限るものとし、床面積は60㎡以上150㎡以下で、かつ、天井高さは2.1m以上2.5m以下であること。

(ウ) はり等の長さ、形状等

はり等の長さは、6m以上9m未満とし、かつ、その中心線は(イ)による居室等の矩形の短辺と平行であって直線であること。

(エ) 感知器の種別

感知器の種別は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第9号に規定する光電式スポ

ット型感知器のうち、感度種別が1種又は2種のものであること。

(オ) 吸気口等の条件

- a 小区画された天井部分に吸気口がないこと。
- b 小区画外部分における感知器は、換気口等の空気吹出し口から2 m以内に設置されていないこと。

カ 押入等の感知区域については、次によること。

- (ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。
- (イ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設けること。

キ 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

ク スポット型の感知器は、一つの感知区域で極端に偏在しないように設けること。ただし、天井高さ4 m未満の水平面に取付ける場合で、取付面のどの部分からも第18-7表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第 18-7 表

建築物 構造物	感知器種類		定温式スポット型		
	差動式スポット型 補償式スポット型		特種	1種	2種
耐火	1種	2種	8 m	7 m	4 m
非耐火	9 m	8 m	6 m	5 m	4 m

(4) 機器

- ア 検定品であること。
- イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

(5) 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面の高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

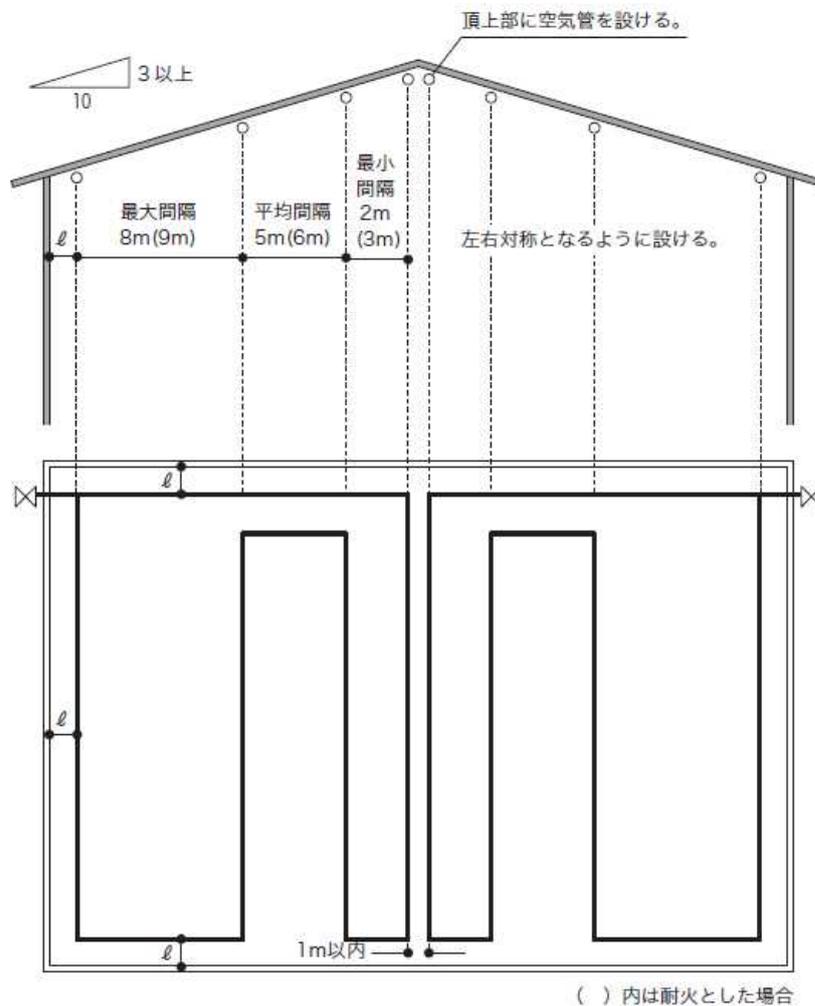
イ 差動式分布型（空気管式）感知器

- (ア) 空気管を敷設する場合で、メッセージワイヤーを使用する場合（空気管とメッセージワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。
- (イ) 10分の3以上の傾斜をもつ天井に敷設する場合、その頂上部に空気管を

取り付け、かつ、当該天井面の上方にあつては 2 m（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 3 m）、下方にあつては 8 m（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 9 m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は 5 m（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 6 m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気を平面天井に敷設するときの間隔（一辺省略の例）である（第 18-24 図参照）。

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。

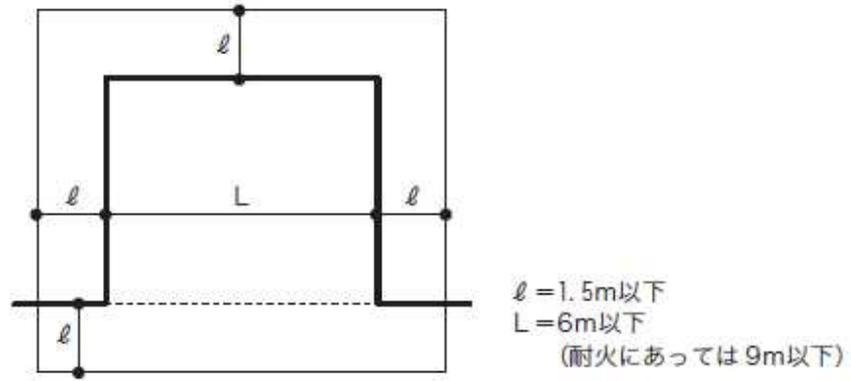
第 18-24 図



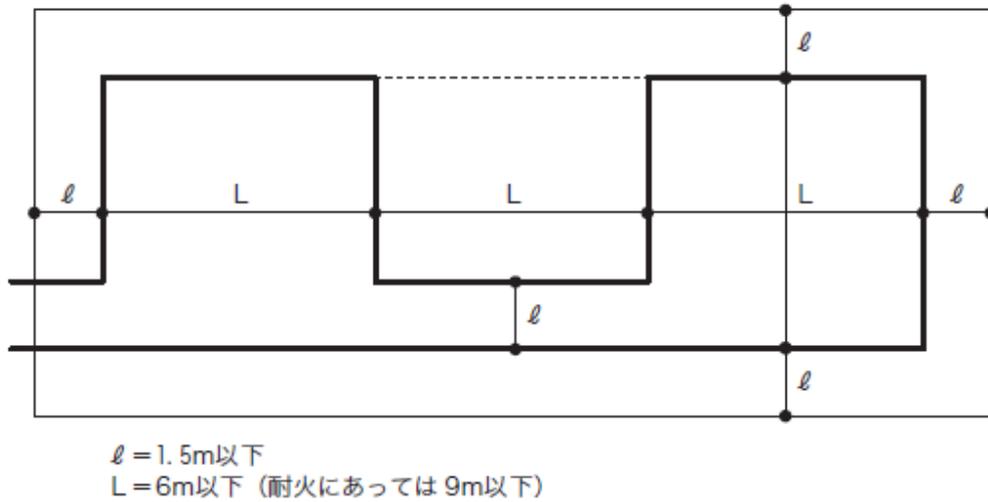
(ウ) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（特定主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 9 m）以下とすること。ただし、第 18-25 図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。

第 18-25 図

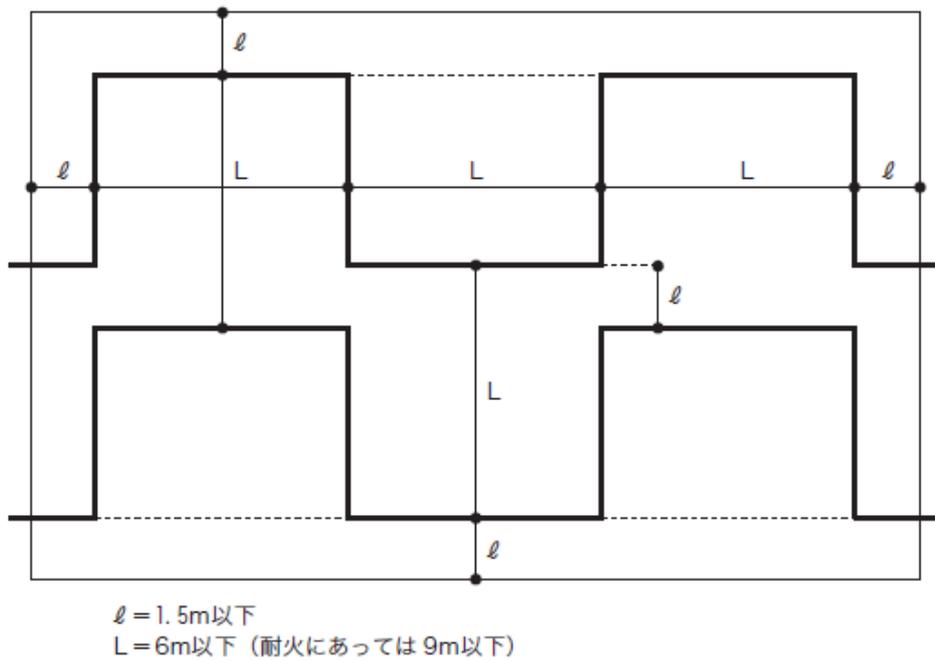
(その 1) 一辺省略の例



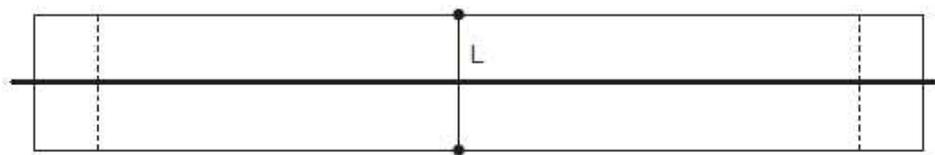
(その 2) 一辺省略の例



(その 3) 一辺省略の例

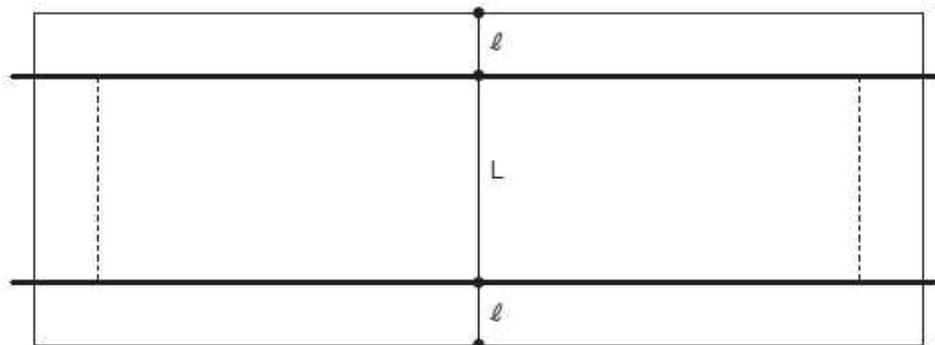


(その4) 二辺省略の例



$L = 2\text{m}$ 以下 (耐火にあつては 3m 以下)

(その5) 二辺省略の例



$\ell = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 5\text{m}$ 以下 (耐火にあつては 6m 以下)

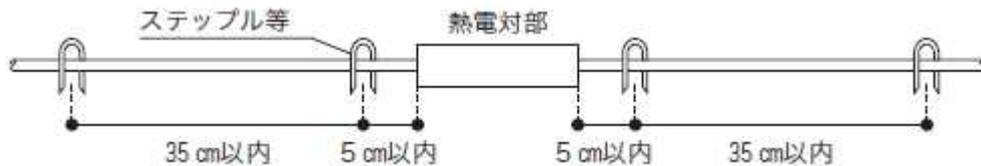
- (エ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が 20m に満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。
- (オ) 深さ 0.3m 以上 0.6m 未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合で、はり間隔 2m 以下の区画にあつては、各区画ごとに長辺に平行して1本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔 1.5m 以下の区画にあつては1区画おきに設けること。★
- (カ) 天井面が 0.6m 以上段違いとなっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行きが 3m 以上の場合は、別の感知区域とすること。
- (キ) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、この相互間隔を 1.5m 以内とすること。
- (ク) 一の検出部に接続する空気管の長さは 100m 以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。
- (ケ) 空気管は、ステップル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- (コ) 壁体の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

- (サ) 空気管は、途中で分岐しないこと。
- (シ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ウ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は 1 : 4.5 以内とすること。
- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに 4 個以上とすること。
- (エ) 接続電線は、ステップル等により直線部分にあつては 3.5 cm 以内の等間隔に、熱電対部の両端は 5 cm 以内の接続電線部で止められ、熱電対部は屈折しないようにすること（第 18-26 図参照）。★

第 18-26 図



- (オ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

- (ア) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第 18-8 表で定める基準により設けること。

第 18-8 表

感知器の種別	建築物の構造 取付け面の平均高さ	感知区域			
		耐火		非耐火	
		8 m 未満	8 m 以上 15 m 未満	8 m 未満	8 m 以上 15 m 未満
1 種		65㎡	50㎡	40㎡	30㎡
2 種		36㎡	—	23㎡	—

- (イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は一の検出部につき指定値以下とすること。

オ 定温式スポット型感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式 2 種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式 2 種の感

知器を設けることができるものであること。

カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。
- (イ) 1室に1個以上の端子板を設けること。
- (ウ) 感知線は、ステップル等により確実に止められていること。

キ 煙感知器（スポット型）

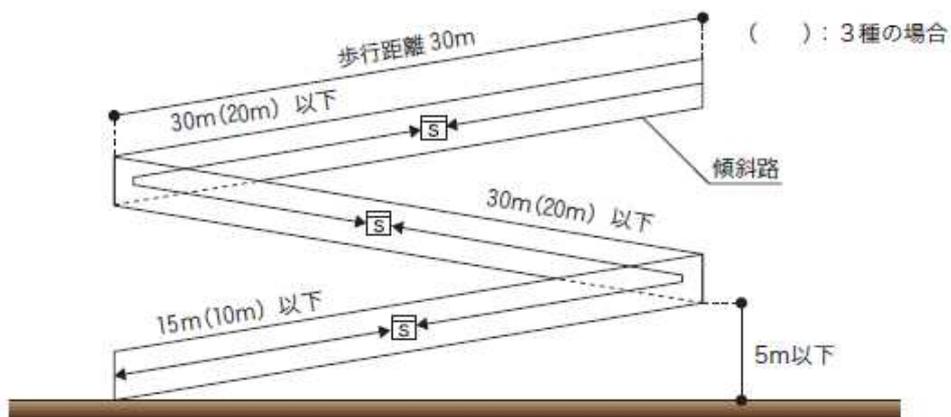
- (ア) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあつては、20m以下）とすること（第18-27図参照）。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路に準じて設けること（第18-28図参照）。

なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、第18-29図の例により設けること。

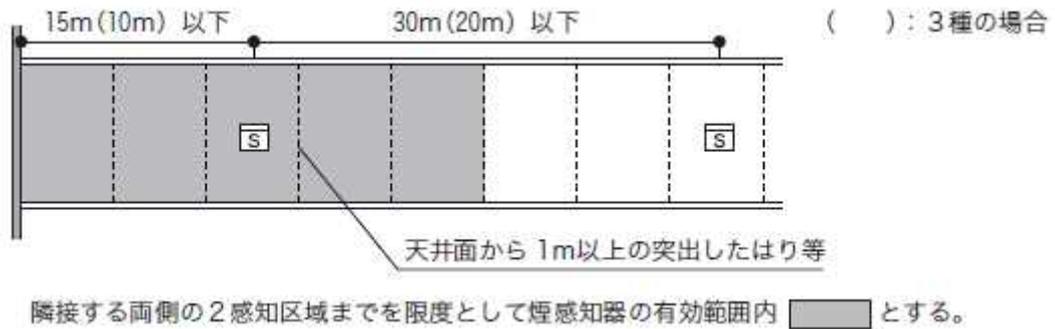
第18-27図



第18-28図

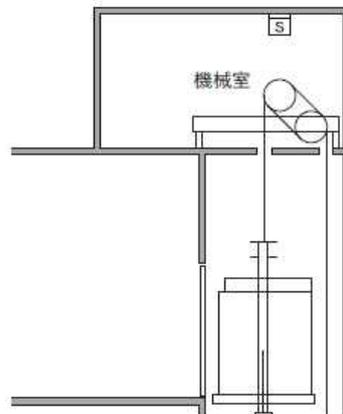


第 18-29 図



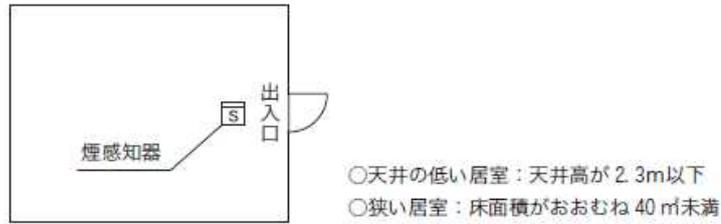
- (イ) 風速が 5 m 毎秒以上となるおそれのある場合に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。★
- (ウ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離 1.5 m につき 1 個以上設けること。
- (エ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積 1 m^2 以上のものに限る。）は、最上部に 2 種以上の感度の感知器を 1 個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる（第 18-30 図参照）。

第 18-30 図



- (オ) 階段に接続していない 1.0 m 以下の廊下、通路等又は階段に至る走行距離が 1.0 m 以下の廊下、通路等には、感知器を設けないことができる。
- (カ) パイプシャフトその他これらに類する場所が 2 の階以下で完全に水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられている場合は、熱感知器とすることができる。
- (キ) 低い天井の居室（天井高が 2.3 m 以下）又は狭い居室（おおむね 4.0 m^2 未満）に設ける場合は、出入口付近に設けること（第 18-31 図参照）。

第 18-31 図



(ク) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、遠隔監視機能又は自動試験機能を有する感知器を設置すること。★

ク 煙感知器（光電式分離型）

(ア) 外光等の影響を受けないように設けること。

(イ) 光軸が外れないように措置すること。

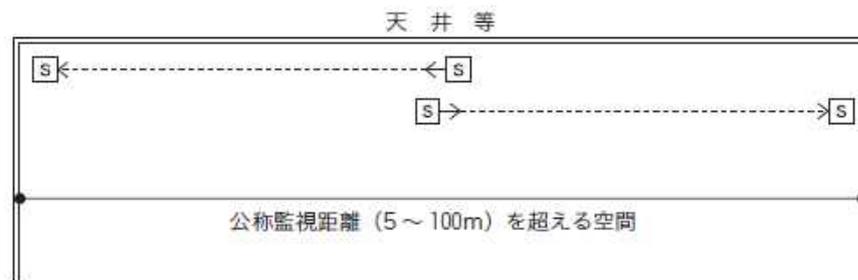
(ウ) 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるよう措置すること（第 18-32 図参照）。★

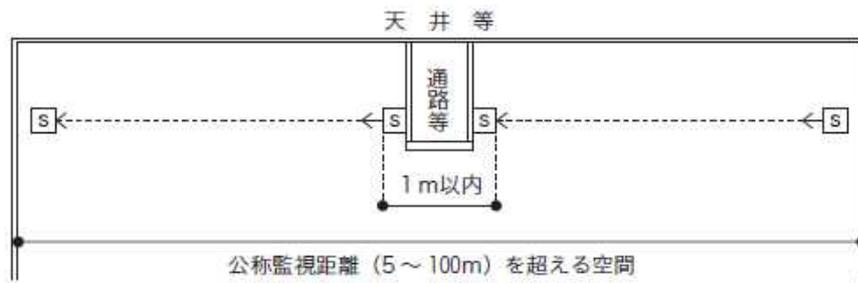
第 18-32 図



(エ) 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持・管理、点検のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平離隔距離を 1 m 以内とすること（第 18-33 図参照）。

第 18-33 図





(オ) 非火災報防止のため、設置場所の高さ、環境、感知器種別等を考慮して設置すること。★

(カ) 設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること。★

ケ 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付け面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。

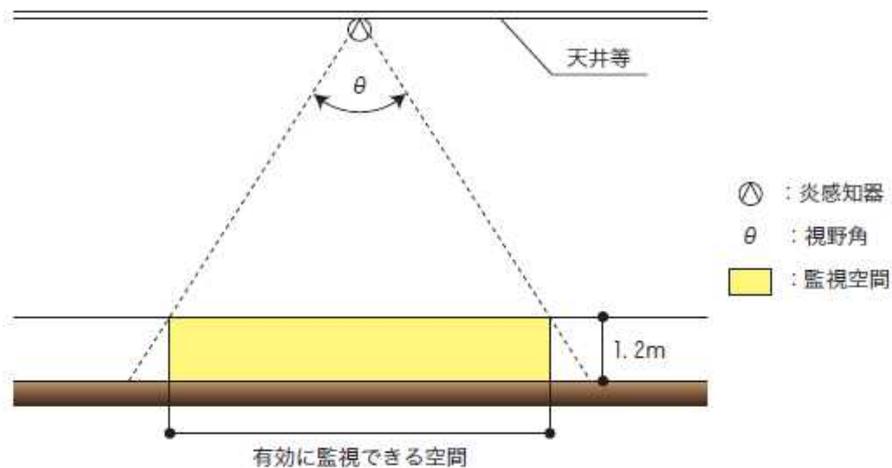
コ 炎感知器

(ア) 設置要領

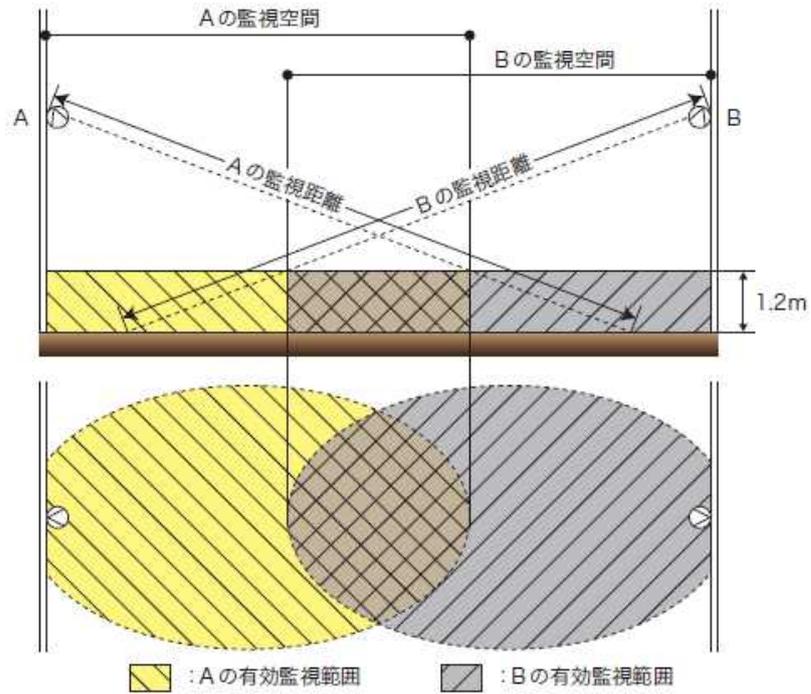
省令第 23 条第 4 項第 7 号の 4 に定めるほか、次により設置すること。

- a 室内に設けるものにあつては屋内型を、屋外に設けるものにあつては屋外型を設置すること。ただし、軒下、上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。
- b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ 1.2 m までの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること（第 18-34 図、第 18-35 図参照）。

第 18-34 図

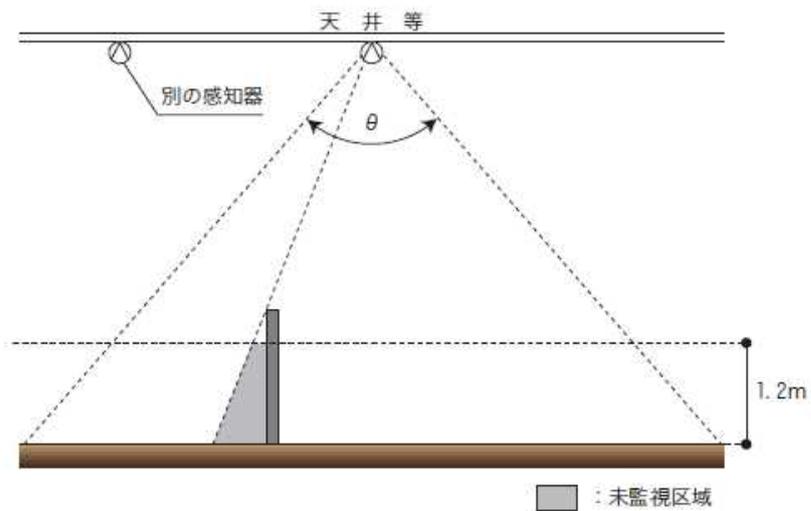


第 18-35 図

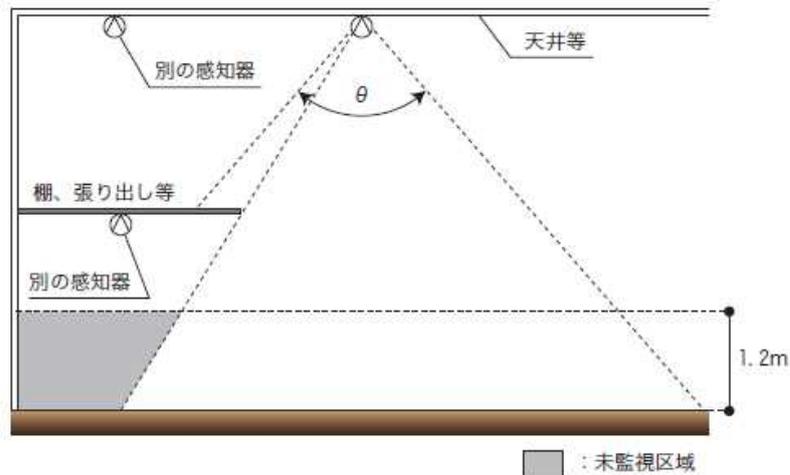


- c 監視空間内に1.2mを超える障害物等がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること（第18-36図、第18-37図参照）。

第 18-36 図



第 18-37 図



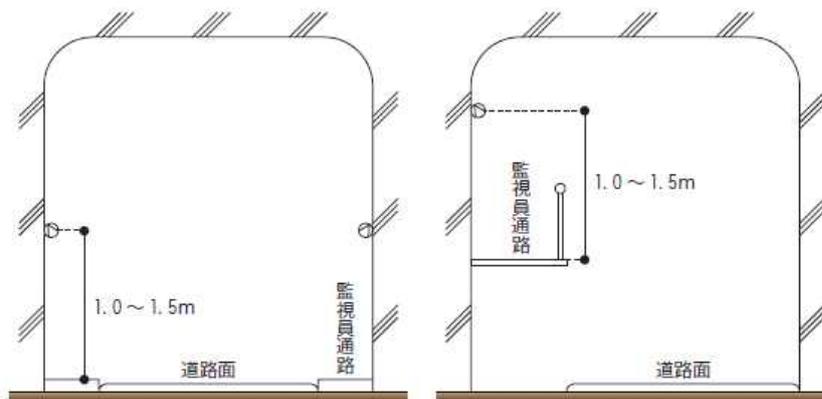
d ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね 2 分の 1 以上となるように設置すること。★

(イ) 道路の用に供する部分に設ける場合は、次によること。

a 道路型を設けること。

b 道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）から高さが 1.0 m 以上 1.5 m 以下の部分に設けること（第 18-38 図参照）。

第 18-38 図



(ウ) 省令第 23 条第 4 項第 1 号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。★

a 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

- (a) ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所
- (b) 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所
- (c) 火花を発生する機器等が設置されている場所
- b 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器
 - 赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所
- (エ) 省令第 23 条第 5 項第 5 号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、令第 32 条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。
- (オ) 障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が省令第 23 条第 4 項第 1 号ロに掲げる部分の場合、感知器の設置を省略することができる。
- サ アナログ式感知器
 - キ及びクによるほか、次によること。
 - (ア) 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取扱うものであること。
 - (イ) イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

5 中継器

中継器の設置は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機から電源の供給を受ける中継器

3・(1)・ア・(ア)及び(イ)を準用すること。

(イ) 受信機から電源の供給を受けない中継器

3・(1)・アを準用するほか次によること。

a 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機

能を有すること。

b 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

イ 蓄電池設備

3・(1)・イを準用すること。

(2) 非常電源

3・(2)を準用すること。

(3) 設置場所

ア アドレスを付加するために、感知器上部に取り付けられるものを除き、天井、壁及び床が準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設けられていること。ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

イ 裸火等を用いる火気使用設備から 5 m 以内の位置に設けないこと。ただし、熱による影響がなく維持管理ができる場合は、これによらないことができる。★

ウ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等、機能障害の生ずるおそれのある場所には設けないこと。

エ 中継器をパイプシャフト内等の気体燃料の給湯設備、配管等が設けられ、機能障害の生ずるおそれのある場所には設けないこと。

(4) 機器

検定品であること。

(5) 蓄積機能

6 蓄積機能によること。

6 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機、蓄積式中継器、蓄積型感知器

ア 蓄積時間

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

(ア) 蓄積型感知器を接続する場合にあっては、感知器の公称蓄積時間と当該中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間（接続される感知器の種類によって中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計が最大となる蓄積時間をいう。以下同じ。）の合計時間が 60 秒を超えないこと。

(イ) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計時間が 20 秒を超えないこと。

イ 適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

ウ 蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

エ 蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等の措置を講じること。

(2) 蓄積付加装置 ★

ア 蓄積時間

(1) ・アに準じたものであること。

イ 適応性

蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

ウ 蓄積機能の解除

(1) ・ウに準じたものであること。

エ 設置場所

(1) ・エに準じたものであること。

オ 蓄積中の表示

蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うこと。

7 発信機

発信機は、省令第 24 条第 8 号の 2 によるほか、次によること。

(1) 設置位置★

廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

(2) 設置方法

ア 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、適当な防護措置（防食、防爆、防水等）を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける

場所を除く。)

イ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3) 機器

ア 検定品であること。

イ 消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあつては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

ウ 受信機に適応するものを設けること。

(4) 表示灯

表示灯は、円錐型、平面型及びリング型等で常時点灯していること。

8 地区音響装置

ベル、ブザー等の音響による警報を発する地区音響装置は、次により設置すること。なお、省令第25条の2の規定に基づき放送設備を設置し、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させる場合は、地区音響装置を省略することができる。この場合の鳴動方法は、第22非常警報設備2・(3)によること。

(1) 設置位置

ア 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。

イ 外傷を受けるおそれがある場所には設けないこと。

(2) 設置方法

ア ベル等の鳴動により、設備に振動を与えないよう設けること。

イ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設けること。★

ウ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあつては60dB）以上の音圧が確保できるように配慮すること。★

なお、事前に関係者の資料により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音よりおおむね6dB以上の音圧を確保するよう配慮すること。

エ 省令第24条第5号イ(ロ)及び第5号の2イ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」に設ける地区音響装置は、次によること。

(ア) 「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で音響装置の音を容易に聞き取ることができる場合

は対象とはならないこと。

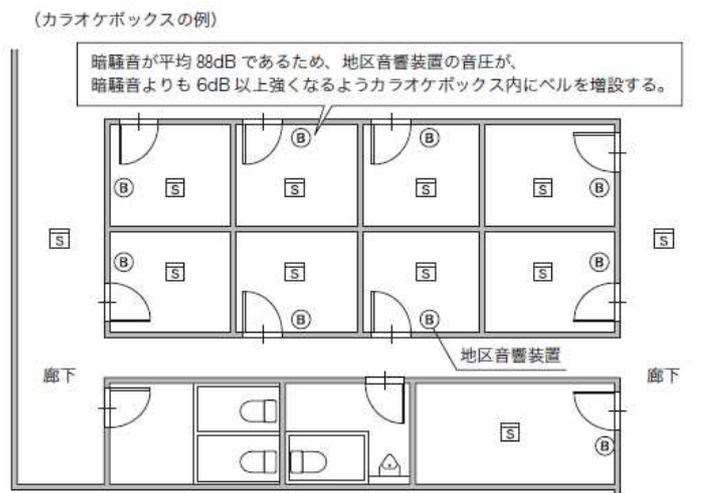
- a ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホールも含む。）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所
- b カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

(イ) 「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65dB以上の音圧があることをいうものであること。★

ただし、暗騒音（店内BGM、演奏及びカラオケ等による音響）が65dB以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

- a 地区音響装置の音圧が、暗騒音よりも6dB以上強くなるよう確保されていること（第18-39図参照）。

第 18-39 図



- b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止するものであること。

オ エ・(イ)ただし書中「これと同等以上の効果のある措置」としては、当該場所の状況に応じ、次のような措置を組み合わせることにより対応する必要があること（オ及びキにおいて同じ。）。★

(ア) 常時人がいる場所に受信機又は副受信機（表示装置）を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置の音以外の音が手動で停止できる。

(イ) 地区音響装置の警報音について、聞き取りやすい音色を選択する。

(ウ) 従業員によるマイク放送（音圧はエ・(イ)の例による。）及び携帯用拡声器

を用いた迅速な避難誘導を実施する。

(エ) 音以外の手段により、補完的に火災を報知する。

カ 省令第 24 条第 5 号イ(ハ)及び第 5 号の 2 イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、次のいずれかによること。★

なお、個室（これに類する施設を含む。）の密閉性が高い場合、挿入型のもので遮音性能の高いヘッドホン等が用いられている場合等にあつては、必要に応じ警報音の音圧測定、ヘッドホンを着用した状態での聞取りを行う等して、火災の報知に支障ないことを確認すること。

(ア) 任意の場所で 65 dB 以上の音圧が確保されていること。

(イ) 暗騒音（ヘッドホン等から流れる音を含む。）が 65 dB 以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

a 個室における警報装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧よりも 6 dB 以上強くなるよう確保されていること。

b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機（表示装置）を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。

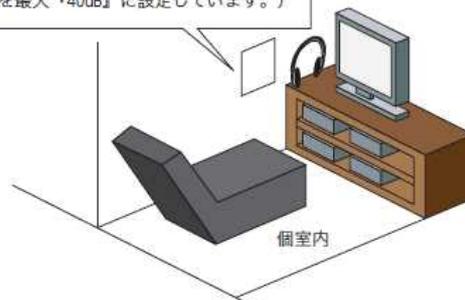
キ カ・(イ)中「これと同等以上の効果のある措置」としては、音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合又は利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底がなされている場合が考えられること（第 18-40 図参照）。★

第 18-40 図

（説明文による注意喚起の例）

（拡大図）

ヘッドホンで使用の際、大きい音で長時間聞くと、聴力低下のおそれがあるのでご注意ください。
また、非常時において警報音が聞こえにくくなりますので併せてご注意ください。
（当店では音量レベルを最大「40dB」に設定しています。）



ク パチンコ店、ゲームセンターその他大音響装置を設ける場所においても、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう、次により措置されていること。★

(ア) 任意の場所で 65 d B 以上の音圧が確保されていること。

(イ) 暗騒音（店内 BGM 又はパチンコ台による音響）が 65 d B 以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

a 地区音響装置の音圧が、当該場所における暗騒音よりも 6 d B 以上強くなるよう確保されていること。

b 地区音響装置の作動と連動して、地区音響装置以外の音が自動的に停止若しくは低減し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは副受信機（表示装置）を設置することにより、警報装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止又は低減できるものであること。

ケ 防火対象物の構造、区画、扉等により、聞こえにくい部分があると認められる場合には、公称音圧の高いものを使用するなど各部分において、原則として 65 d B（居室にあっては、60 d B）以上の音圧を確保できるよう設けること。★

コ 防火対象物の屋上又はテラスを、観覧、遊技、飲食その他これらに類する目的のために継続的に使用する場合は、当該部分に地区音響装置を設けること。

★

(3) 機器

ア 地区音響装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 9 号）に適合すること。

イ 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

ウ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等の適当な防護措置を施したものを設けること。

(4) 鳴動方法

地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き原則として全館一斉鳴動とすること。ただし、省令第 24 条第 5 号ハに規定する防火対象物にあっては、次によること。

ア 第 1 報の感知器が鳴動した場合は、次に示す鳴動方式（以下、「区分鳴動」という。）とすること（第 18-41 図参照）。

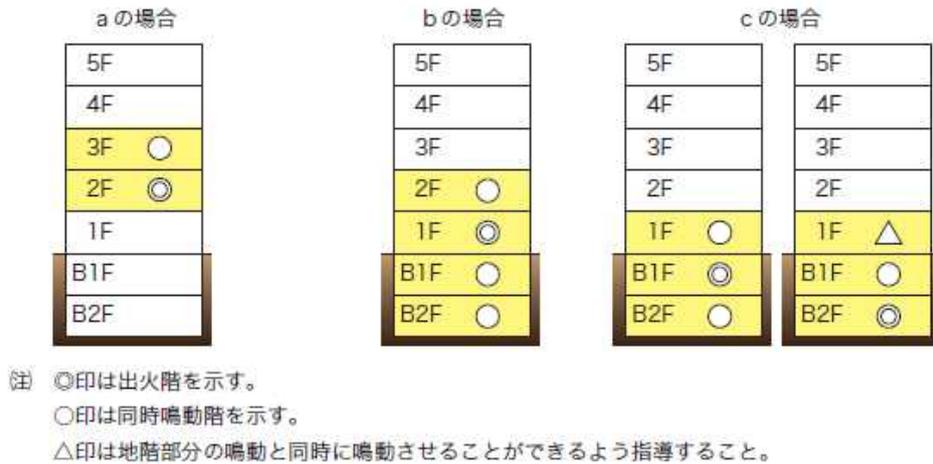
a 出火階が、2 階以上の階の場合にあっては出火階及びその直上階

b 出火階が、1 階の場合にあっては出火階、その直上階及び地階

c 出火階が、地階の場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階並びに 1 階★

※ 区分鳴動方式の場合は、原則として階段、傾斜路、エレベーター昇降路又はパイプダクト等に設置した感知器の作動と連動して、地区音響装置を鳴動させないこと。

第 18-41 図



イ 省令第 24 条第 5 号ハ及び第 5 号の 2 ロに規定する「新たな火災信号」とは、次に掲げる信号が該当するものであり、これらの信号を受信した場合には、全館一斉鳴動に切り替わるものであること（第 18-44 図参照）。

(ア) 第 1 報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号

(イ) アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別かつ多段階に識別できる自動火災報知設備については、第 1 報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度または温度に達した旨の信号

(ウ) 発信機からの信号

ウ 第 1 報の感知器が作動し、アの方式による警報が鳴動してから、原則として 4 分経過した場合、イの新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館一斉鳴動に切り替わること（第 18-42 図参照）。

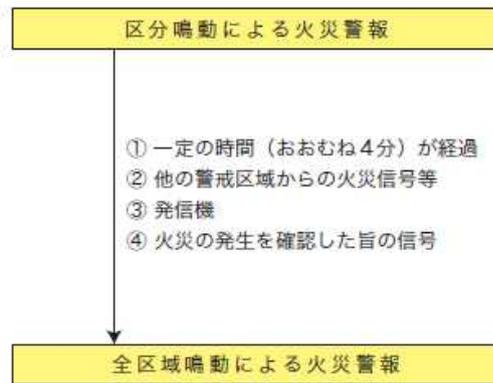
なお、区分鳴動から全館鳴動への移行時間が 4 分では防火管理上支障がある場合は、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認による時間、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、10 分以内の時間で設定することができる。

エ 省令第 24 条第 5 号の規定により、放送設備を省令第 25 条の 2 に定めるところにより設置した場合、地区音響装置を設けないことができることとされているが、この場合であっても地区音響装置を設けるときは、地区音響装置が鳴

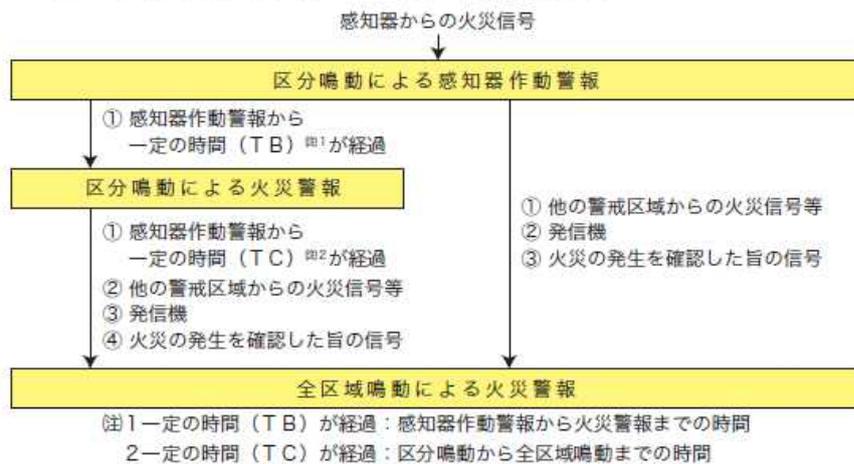
動中に非常放送する場合、放送設備のマイクスイッチを入れると受信機の地区音響装置停止用リレーの作動により地区音響装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ると再び地区音響装置が鳴動するものであること。★

第 18-42 図

(その1) 音響により警報を発するものに係る鳴動切換方式の例



(その2) 音声により警報を発するものに係る鳴動切換方式の例



9 付属品

省令第24条の2第1号により警戒区域一覧図及び表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）を受信機の付近に備えるほか、予備電源、予備ヒューズ、取扱説明書、受信機回路図、予備品交換に必要な特殊な工具を備えること。★

10 配線及び工事方法

(1) 電線の種類

使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、この工事の種別に応じ、第18-9表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有すること。

第 18-9 表

工事の種類	電 線 の 種 類			電 線 の 太 さ
	規格番号	名 称	記 号	
屋 内 配 線	JIS C 3306	ビニルコード		断面積 0.75mm ² 以上
	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	I V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V EE/ F (600V EEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V CE/ F (600V CEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3612	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線	IE/ F	導体直径 1.0mm以上
JCS 3417	600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線	EM IC/ F	導体直径 1.0mm以上	
屋 側 又 は 屋 外 配 線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	I V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V EE/ F (600V EEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V CE/ F (600V CEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3612	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線	IE/ F	導体直径 1.0mm以上
	JCS 3417	600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線	EM IC/ F	導体直径 1.0mm以上
架 空 配 線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線	I V	導体直径 2.0mm以上の硬銅線*
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW	導体直径 2.0mm以上
	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V EE/ F (600V EEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V CE/ F (600V CEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
地 中 配 線	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V EE/ F (600V EEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	600V CE/ F (600V CEF/ F)	導体直径 1.0mm以上
使用電圧 60V以下の配線**	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用)	AE EM-AE	導体直径 0.5mm以上
		警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (屋内専用)	AE オクナイ EM-AE オクナイ	導体直径 0.5mm以上
	JCS 4504	警報用フラットケーブル	A F C	導体直径 0.5mm以上

備考 *は、径間が10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS：日本電線工業会規格

(2) 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること（第 18-43 図参照）。

ア 耐火配線

非常電源（非常電源専用受電設備又は蓄電池設備）から受信機又は中継器までの配線

イ 耐熱配線

(ア) 受信機から地区音響装置までの配線

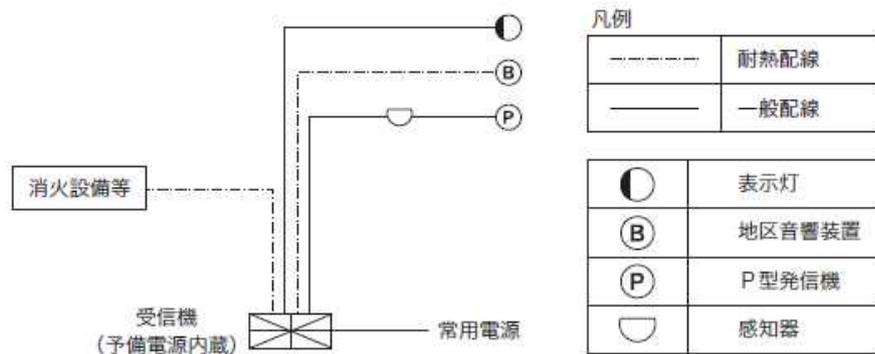
(イ) R型受信機及びGR型受信機に接続される固有の信号を有する感知器及び中継器から受信機までの配線

(ウ) 受信機から発信機の直近の箇所に設ける表示灯までの配線（P型発信機から消火設備を起動できるものに限る。）

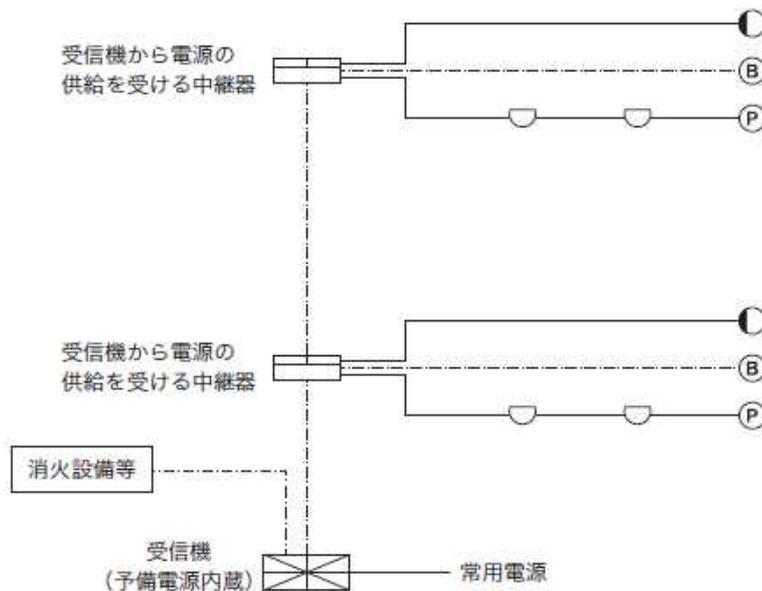
(エ) 受信機の移報用端子又は移報用装置から火災通報装置、誘導灯の信号装置、警備保障会社等の防災通報受信装置その他の消火設備等までの配線★

第 18-43 図

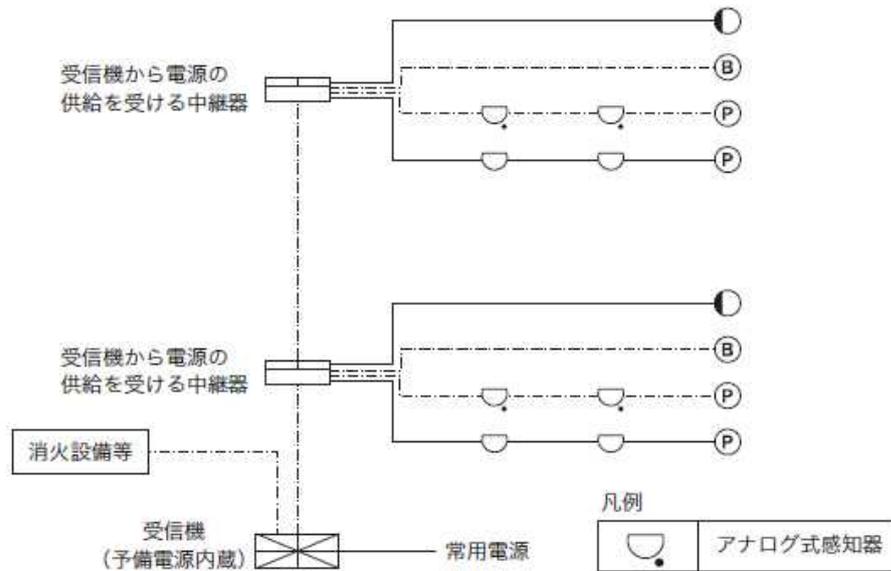
(P型受信機を用いるもの)



(R型受信機を用いるもの)



(アナログ式受信機を用いるもの)



(3) 工事方法

省令第 24 条第 1 号に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月通商産業省令第 52 号）等をいうものであること。

11 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

- (1) 第 21 火災通報装置 6 によること。
- (2) 警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、(1) に準じること。

12 自動火災報知設備と光警報装置の接続等

(1) 接続方法及び電源容量

自動火災報知設備と光警報装置及び光警報制御装置の接続方法及び電源容量の確認は、次のいずれかによること。ただし、原則として、次のア・(イ)、ア・(ウ)、イ・(イ)又はイ・(ウ)の図に示した光警報装置用の非常電源を有したものを接続するよう指導すること。

なお、予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。電源容量の確認方法は次の計算例を参考に、着工届に添付された電源容量計算書により確認すること。

【計算例】

・電源容量範囲内の場合・・・OK

$$\text{電源容量 } 300 \text{ mA} > (\text{地区ベル } 10 \text{ mA} \times 3 \text{ 個}) + (\text{光警報装置 } 70 \text{ mA} \times 3 \text{ 個}) = 240 \text{ mA}$$

・電源容量範囲を超えている場合・・・NG

$$\text{電源容量 } 300 \text{ mA} < (\text{地区ベル } 10 \text{ mA} \times 3 \text{ 個}) + (\text{光警報装置 } 70 \text{ mA} \times 4 \text{ 個}) = 310 \text{ mA}$$

凡例



: 地区ベル接点



: 地区音響装置

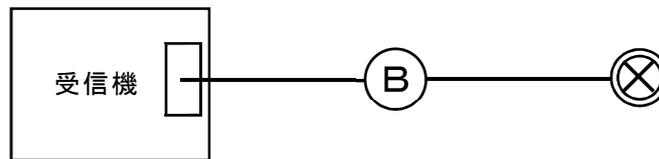


: 光警報装置

ア P型受信機

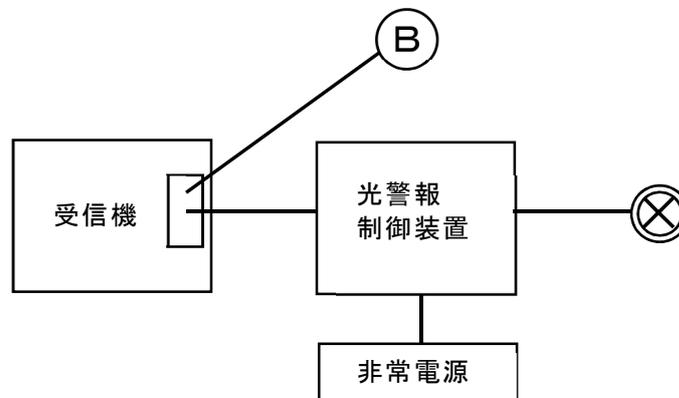
(ア) 受信機、地区音響装置及び光警報装置を接続する場合

地区音響装置及び光警報装置の最大電流値の合計が、自動火災報知設備の非常電源のうち、地区音響装置用として定められた電源容量の範囲内であることを確認すること。

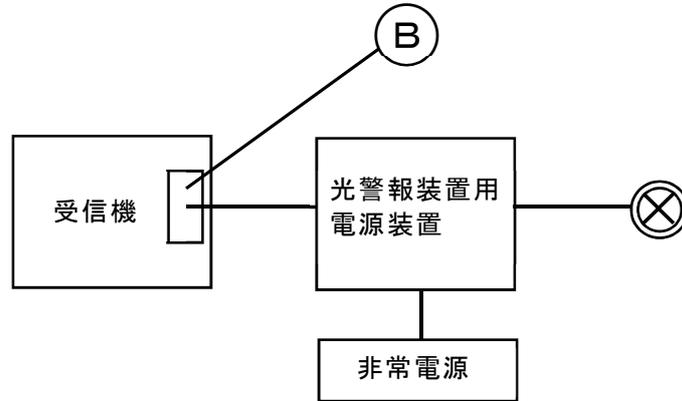


(イ) 受信機、光警報制御装置及び光警報装置を接続する場合

光警報装置の最大電流値の合計が、光警報制御装置に接続された非常電源の電源容量の範囲内であることを確認すること。

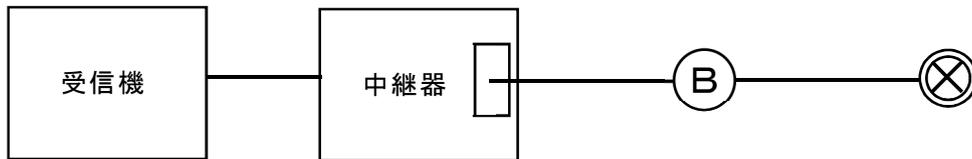


- (ウ) 受信機、光警報装置用電源装置及び光警報装置を接続する場合
 光警報装置の最大電源値の合計が、光警報装置用電源装置に接続された非常電源の電源容量の範囲内であることを確認すること。

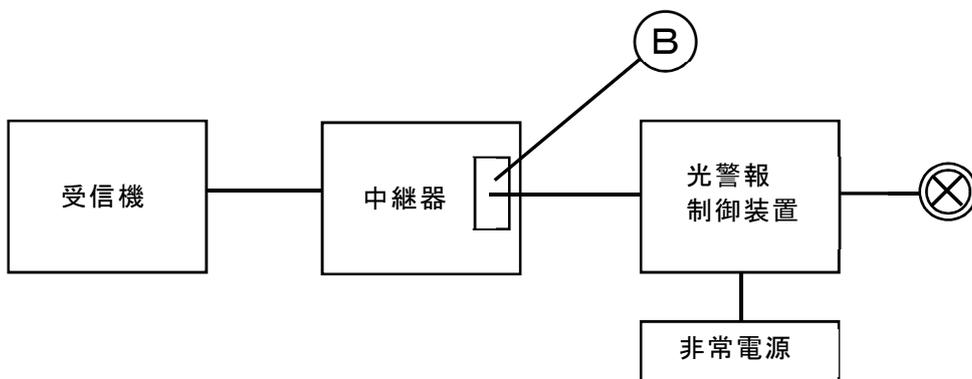


イ R型受信機

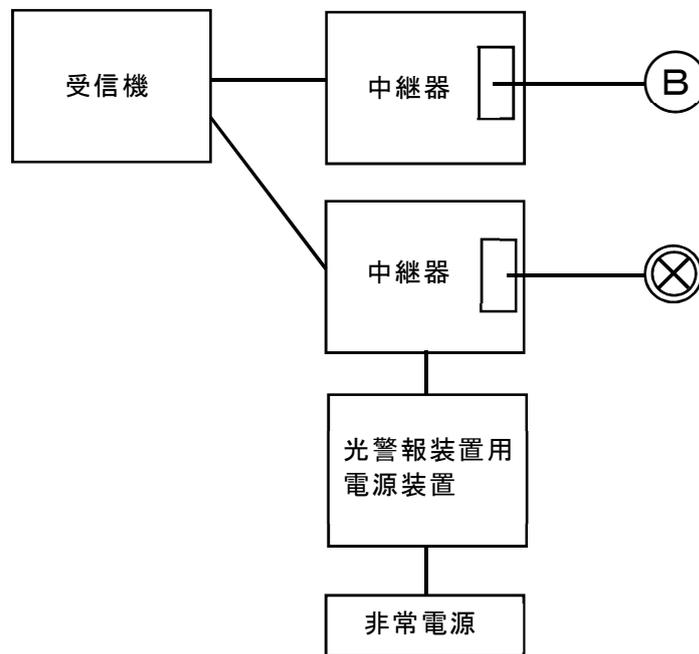
- (ア) 受信機、中継器、地区音響装置及び光警報装置を接続する場合
 電源容量の確認については、ア・(ア)と同じ。



- (イ) 受信機、中継器、光警報制御装置及び光警報装置を接続する場合
 電源容量の確認については、ア・(イ)と同じ。



- (ウ) 受信機、中継器、光警報装置用電源装置及び光警報装置を接続する場合電源容量の確認については、ア・(ウ)と同じ。



(2) 配線

ア 光警報制御装置は自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないよう、光警報制御装置の二次側の配線が短絡した場合でも短絡部分を切り離す措置が講じられていること。

イ 光警報制御装置の二次側に自動火災報知設備の地区音響装置を接続しないこと。

(3) 消防設備士でなければ行ってはならない工事

光警報装置の設置については、甲種第4類の消防設備士が行うこと。ただし、次の場合のような、自動火災報知設備の機能に影響のない工事であって、自動火災報知設備の構成機器（配線を含む。）を取り扱わないものについては、政令第36条の2に定める消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当しない。

なお、これらに該当しない場合であっても、自動火災報知設備と連動するかの確認等が必要であることから、消防設備士が工事を行うよう指導すること。

ア 光警報装置のベース（配線を含む。）を変更しないで、同種類の光警報装置のヘッド部分を取り替える場合

イ 接続される光警報装置の電源容量を満たす非常電源を有する光警報制御装置に接続する光警報装置のみを増設する場合

13 メゾネット型住戸に対する運用

政令別表第 1 に掲げる防火対象物又はその部分に存する住戸のうち、一の住戸でその階数が 2 以上にわたるもの(以下この項において「メゾネット型住戸」という。)に設ける自動火災報知設備について、政令第 3 2 条を適用し、次のとおり取り扱うことができる。

- (1) 警戒区域は、政令第 2 1 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、一のメゾネット型住戸を一の警戒区域とすることができる。
- (2) 発信機は、規則第 2 4 条第 8 号の 2 の規定にかかわらず、メゾネット型住戸内の各部分から当該住戸の出入口がある階に設ける発信機までの歩行距離が 5 0 m 以下となる場合は、出入口がない階のメゾネット型住戸部分には、発信機を設けないことができる。

14 文化財建造物に対する運用

- (1) 建造物が次のいずれかに該当する場合は、政令第 3 2 条を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

ア 政令別表第 1 (17) 項の防火対象物(以下「建造物」という。)を収容した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因のないもの。

イ 外部の気流が流通し、火災の発生を感知器により有効に感知できない開放式構造のもの。

ウ 一間社、茶室等延べ面積が 7 m²以下の小規模な建築物であり、当該建築物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の際延焼のおそれが少ないと認められるもの。

エ 建築物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認められるもの。

- (2) 感知器の設置については、次により政令第 3 2 条を適用し、一部設置を緩和して差し支えないものであること。

ア 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設置しないことができること。

イ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭

等の建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。

ウ 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気管の一の警戒区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができる。

- (3) 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない建造物は地区音響装置の設置を要しない。
- (4) 新たに政令別表第1(17)項に指定された建造物については、その指定されたときから2年以内に自動火災報知設備を設置すればよいものであること。

15 既設の自動火災報知設備

- (1) 昭和44年4月1日現在、既に設置されている差動式分布型感知器については、機能試験を行い、その結果機能が正常であると認められるものに限り、当該防火対象物について相当規模の改修がなされるまでの間は改修を要しない。
- (2) 昭和45年9月30日現在、既に設置されている自動火災報知設備の予備電源については、その容量が火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(昭和52年自治省令第19号)第4条第8号に規定する容量以上であり、かつ、当該予備電源を6か月に1回以上取り替える場合は、3回線以上の受信機であっても、これを更新するまでの間は、その予備電源を乾電池とすることができる。ただし、予備電源の容量が非常電源として要求される容量以上であって、当該予備電源が内蔵式であるものにあつては、非常電源を設けないことができ、また、内蔵式以外のものにあつては、配線に関する耐火措置を講じることで非常電源とみなして差し支えない。
- (3) 昭和45年9月30日現在、既に設置されている自動火災報知設備の予備電源がないものにあつては、非常電源として蓄電池設備を設けた場合は、予備電源を設けないことができる。

16 総合操作盤

(1) 機器

「総合操作盤の基準を定める件(平成16年消防庁告示第7号)」に適合していること。

認定品を使用すること。★

(2) 設置場所等

防災センター等に設置すること。

別紙

再鳴動機能付受信機型式一覧
(平成9年以前に型式承認を受けたもの)

ニッタン株式会社

種 別	型式承認番号	備考
P 型 2 級	受第 9～103 号	
〃	受第 9～112 号	
P 型 1 級	受第 9～101 号	
〃	受第 9～102 号	生産中止
〃	受第 9～102 号	
〃	受第 9～102～1 号	
〃	受第 9～102～2 号	
〃	受第 9～102～3 号	
〃	受第 9～108 号	
〃	受第 9～110 号	
G P 型 1 級	受第 9～109 号	
〃	受第 9～111 号	
R 型	受第 9～105～1 号	
〃	受第 9～105～2 号	
〃	受第 9～105～4 号	
G R 型	受第 9～104～1 号	
〃	受第 9～104～2 号	
〃	受第 9～104～4 号	
〃	受第 9～106～1 号	
〃	受第 9～107～1 号	

能美防災株式会社

種 別	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	受第 9～129 号	
P 型 1 級	受第 9～122 号	
〃	受第 9～122～1 号	
〃	受第 9～122～2 号	
〃	受第 9～122～3 号	
〃	受第 9～122～4 号	
〃	受第 9～123 号	
R 型	受第 9～124 号	S A は生産中止
G R 型	受第 9～125 号	S A は生産中止
〃	受第 9～126 号	
〃	受第 9～126～1 号	
〃	受第 9～127 号	
〃	受第 9～127～2 号	

日本ドライケミカル株式会社

種 別	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	受第 9～116 号	
P 型 1 級	受第 9～113 号	
〃	受第 9～114 号	
〃	受第 9～115 号	

ホーチキ株式会社

種 別	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	受第 7～49 号	
〃	受第 9～119 号	
〃	受第 9～120 号	
〃	受第 9～121 号	
P 型 1 級	受第 7～48 号	
〃	受第 7～48～1 号	
〃	受第 9～117 号	
〃	受第 9～118 号	
〃	受第 9～118～1 号	
〃	受第 9～118～2 号	
〃	受第 9～118～3 号	

ヤマトプロテック株式会社

種 別	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	受第 7～54 号	
P 型 1 級	受第 7～53 号	
〃	受第 7～53～1 号	